

諮詢事項 1

令和 6 年度公共用水域及び
地下水の水質測定計画について

岡 山 県

目 次

令和 4 年度公共用水域の水質測定結果	1
令和 4 年度地下水の水質測定結果	15
水質測定計画策定に係る法的根拠等	21
令和 6 年度公共用水域の水質測定計画（案）	23
令和 6 年度地下水の水質測定計画（案）	45
令和 5 年度測定計画からの主な変更点	53
公共用水域の環境基準等	56
地下水の環境基準等	75

令和4年度公共用水域の水質測定結果について

1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域の水質の汚濁の状況を把握するため、国、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

ア 環境基準が定められている健康項目(カドミウム等27項目)及び生活環境項目(BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)等13項目)

イ 環境基準が定められていない要監視項目(クロロホルム等32項目)

(2) 測定方法

県内52水域160地点（表1）において、表2に掲げる頻度で測定を実施した。

表1 測定地点の内訳

水域区分	調査対象水域	調査地点数				
		県	国	岡山市	倉敷市	計
河川	41	51	16	16	4	87
湖沼	1	-	-	4	-	4
海域	10	35	-	13	21	69
合計	52	86	16	33	25	160

(注) 河川41水域のうち、31水域で環境基準の類型が指定されている。

表2 測定頻度

測定項目	測定頻度
健康項目	年1～18回
生活環境項目	年1～18回
要監視項目	年1～2回

2 結 果

(1) 健康項目

全ての水域で環境基準を達成した。

(2) 生活環境項目

ア BOD及びCOD

河川(BOD)は31水域中29水域で環境基準を達成した。児島湖(COD)は環境基準を達成しなかった。海域(COD)は10水域中4水域で環境基準を達成した。

表3 BOD及びCODの環境基準達成状況

水域区分・項目	水域数	達成水域数	達成率
河川 BOD	31	29	93.5%
湖沼 COD	1	0	0%
海域 COD	10	4	40%

イ 全窒素及び全りん

児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。海域の全窒素は8水域全てで環境基準を達成し、全りんは8水域中7水域で環境基準を達成した。

表4 全窒素及び全りんの環境基準達成状況

水域区分・項目		水域数	達成水域数	達成率
湖 沼	全窒素	1	0	0 %
	全りん	1	0	0 %
海 域	全窒素	8	8	100 %
	全りん	8	7	87.5 %

ウ 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)

いずれの項目も測定した海域の3水域全てで環境基準を達成した。

エ その他の生活環境項目

その他の生活環境項目については、表5のとおりであった。

表5 その他の生活環境項目の環境基準の適合状況

水域区分	生活環境項目				
	水素イオン濃度(pH)	溶存酸素量(DO)	浮遊物質量(SS)	大腸菌数	ノルマルヘキサン抽出物質(油分)
河川	89.8 %	96.6 %	99.9 %	97.8 %	—
湖沼	65.3 %	100.0 %	36.1 %	—	—
海域	93.0 %	83.9 %	—	100.0 %	100.0 %

(注) 数値は、(環境基準に適合している検体数) / (総検体数) を百分率で示したもの。

(3) 要監視項目

指針値が設定されているクロロホルム等30項目のうち、ウランが海域9地点で指針値をわずかに超過した。

その他の29項目は、いずれも指針値内であった。

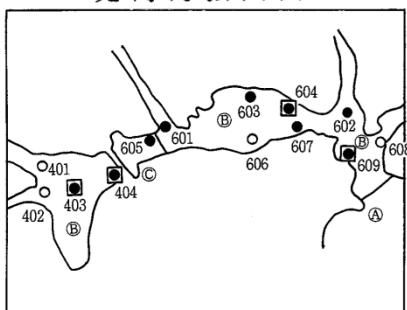
3 今後の対応

引き続き、公共用水域の水質の実態の把握に努めるとともに、水質総量削減計画、児島湖に係る湖沼水質保全計画等に基づく工場・事業場排水対策、生活排水対策などの取組により、環境基準の達成率の向上を図る。

測定地点位置図



児島湾拡大図



- は、BOD又はCOD等に係る環境基準点
- は、全窒素及び全りんに係る環境基準点
- △は、全亜鉛等に係る環境基準点
- は、補助測定点
- 番号は地点番号
- Ⓐ～Ⓓはそれぞれ環境基準のA～D類型
- 未は環境基準の類型未設定

健康項目の環境基準超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.003mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
六価クロム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.02mg/L以下
ひ素	85 (河川47, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
総水銀	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	37 (河川12, 湖沼2, 海域23)	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	106 (河川59, 湖沼4, 海域43)	0	10mg/L以下
ふつ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.05mg/L以下

生活環境項目 環境基準で定めている生活環境の保全に係る項目

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質（油分）、全窒素、全りん、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）、底層DO（以上13項目）

BOD及びCODの測定結果

(1) 河川(31水域、33環境基準点)

水 域 名	地 点 名	市町村	水質 (BOD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)			
			H30	R 1	R 2	R 3	R 4				
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	0.9	1.2	1.4	1.0	0.8	○	2以下	
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	2.0	1.2	1.2	1.2	1.0	○	2以下	
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	○	2以下	
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.2	1.7	1.2	1.5	1.8	○	3以下	
	西川	布原橋	新見市	1.2	1.2	1.2	1.0	0.8	○	2以下	
	小坂部川	巖橋	新見市	2.0	1.2	1.0	1.0	1.2	○	2以下	
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.4	1.6	1.3	1.4	1.0	○	2以下	
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.1	1.0	1.2	1.4	0.8	○	2以下	
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.2	1.4	1.2	0.8	0.6	○	2以下	
	小田川下流	福松橋	倉敷市	1.3	1.5	2.0	2.1	2.7	○	3以下	
旭川水域	美山川	栄橋	矢掛町	1.2	1.5	1.2	1.4	1.6	○	2以下	
	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.2	0.9	1.0	1.4	1.0	○	1以下	
	旭川中流	落合大橋	真庭市	1.4	1.2	1.0	1.2	1.0	○	2以下	
		乙井手堰	岡山市	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8			
	旭川下流	桜橋	岡山市	0.9	1.6	1.1	1.8	4.2	×	3以下	
	新庄川	大久奈橋	真庭市	1.2	1.4	1.2	1.0	0.8	○	2以下	
	百間川	清内橋	岡山市	3.7	3.2	2.5	3.8	4.1	○	5以下	
吉井川水域	砂川	新橋	岡山市	2.0	2.0	2.0	1.0	1.4	○	3以下	
	吉井川上流	嵯峨堰	津山市	1.4	1.6	1.2	1.4	1.1	○	2以下	
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.2	1.8	1.6	1.5	1.0	○	3以下	
		熊山橋	赤磐市	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9			
	加茂川	加茂川橋	津山市	1.3	1.4	1.4	1.2	1.2	○	2以下	
	梶並川	滝村堰	美作市	1.4	1.8	1.6	1.0	1.0	○	2以下	
	滝川	三星橋	美作市	1.7	2.0	1.6	1.2	1.2	○	3以下	
伊里川水域	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.4	1.4	1.6	1.2	0.8	○	2以下	
	金剛川	宮橋	和気町	0.7	1.0	0.7	0.7	1.0	○	2以下	
	笠ヶ瀬川水域	笠ヶ瀬川	笠ヶ瀬橋	岡山市	3.0	2.6	2.0	3.0	3.2	×	3以下
		足守川上流	高塚橋	岡山市	1.2	1.6	1.4	1.6	1.0	○	2以下
		足守川下流	入江橋	岡山市	1.8	1.6	1.4	1.6	1.2	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.2	2.8	2.8	3.6	2.8	○	5以下	
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	1.0	1.4	1.4	1.6	1.2	○	2以下	
里見川水域	里見川	鴨方川合流点	浅口市	3.6	3.5	3.0	3.6	3.4	○	8以下	
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.6	1.4	1.6	1.2	1.6	○	3以下	

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、
0.75×n番目（整数でない場合は端数を切り上げた整数番目）にくるデータを表す。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)	
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4		
児島湖 水 域	児 島 湖	湖 心	8.8	7.7	8.1	8.2	8.1	×
		樋 門	8.4	7.7	7.8	8.0	8.3	

(3) 海 域(10水域、27環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質 (COD : 75%値) (mg/L)					環境基準 (mg/L)		
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4			
水 島 海 域	玉 島 港 区	玉 島 港 奥 部	3.8	3.2	4.0	3.7	3.6	○	8以下
	水 島 港 区	水 島 港 口 部	2.6	3.0	2.9	2.5	2.8	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉 島 港 沖 合	2.5	2.7	2.5	2.5	2.8	○	3以下
		上 水 島 北	2.6	2.5	2.5	2.2	2.7		
		濃 地 諸 島 東	2.3	2.4	2.2	2.1	2.4		
児 島 湾	水島地先海域(乙)	網 代 諸 島 沖	2.4	2.1	2.2	2.1	2.5	×	2以下
	児 島 湾 (甲)	海 岸 通 沖	5.2	5.6	5.1	5.4	6.1	○	8以下
		旭 川 河 口 部	4.0	5.5	4.7	4.1	4.6	×	3以下
		吉 井 川 河 口 部	4.1	4.5	3.4	3.9	4.3		
		横 樋 沖	4.4	5.2	4.0	4.1	4.5		
		九 蟻 沖	4.0	5.1	4.3	3.9	4.5		
水 域	児 島 湾 (乙)	阿 津 沖	3.8	4.8	4.4	4.4	5.2		
		向 小 串 沖	4.5	4.7	3.7	3.6	3.1		
	児 島 湾 (丙)	別 莊 沖	3.9	3.2	2.6	2.9	3.1	×	2以下
		児 島 湾 口 沖	3.4	3.2	2.6	3.2	2.8		
備 讀 瀬 戸	備 讀 瀬 戸	波 張 崎 南	2.5	2.2	2.4	2.2	2.1		
		出 崎 東 沖	2.8	2.3	2.2	2.2	2.2		
		神 島 御 崎 沖	2.8	2.6	2.8	3.1	2.6	×	2以下
		青 佐 鼻 沖	2.8	2.7	2.9	2.9	2.8		
		北 木 島 布 越 崎 北	2.5	2.1	2.7	2.4	2.5		
牛窓地 先海域	牛窓地先海域	久 須 美 鼻 東	2.3	2.1	2.0	2.0	2.3	×	2以下
		大 梶 島 北	2.3	2.3	1.9	2.0	2.1		
播磨灘 北西部	播磨灘北西部	錦 海 湾	2.8	2.8	2.4	2.3	2.1	×	2以下
		前 島 南 西	2.4	2.3	2.1	2.2	2.1		
播磨灘 北西部	播磨灘北西部	長 島 西 南 沖	2.5	2.5	2.3	2.3	2.0	×	2以下
		大 多 府 島 東 南 沖	2.5	2.4	2.3	2.5	2.1		
		鹿 久 居 島 東 沖	2.6	2.5	2.7	3.0	2.5		

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、
0.75×n番目(整数でない場合は端数を切り上げた整数番目)にくるデータを表す。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの測定結果

(1)全亜鉛(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(全亜鉛:年間平均値) (mg/L)					環境基準(mg/L)
		H30	R1	R2	R3	R4	
備 讀 濑 戸	水 島 港 口 部	0.004	0.004	0.003	0.002	0.004	○ 0.02以下
	神 島 御 崎 沖	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
備 讀 濑 戸(イ)	網 代 諸 島 沖	0.001	0.001	0.001	0.003	0.002	○ 0.01以下
	青 佐 鼻 沖	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	
	久 須 美 鼻 東	0.002	0.001	0.001	<0.001	0.002	
播磨灘北西部(イ)	鹿 久 居 島 東 沖	0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	○ 0.01以下

(2)ノニルフェノール(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(ノニルフェノール:年間平均値) (mg/L)					環境基準(mg/L)
		H30	R 1	R2	R3	R4	
備 讀 濑 戸	水 島 港 口 部	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○ 0.001以下
	神 島 御 崎 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
備 讀 濑 戸(イ)	網 代 諸 島 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○ 0.0007以下
	青 佐 鼻 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
	久 須 美 鼻 東	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
播磨灘北西部(イ)	鹿 久 居 島 東 沖	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○ 0.0007以下

(3)LAS(海域3水域6環境基準点)

水 域 名	地 点 名	水質(LAS:年間平均値) (mg/L)					環境基準(mg/L)
		H30	R 1	R2	R3	R4	
備 讀 濑 戸	水 島 港 口 部	<0.0006	<0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	○ 0.01以下
	神 島 御 崎 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
備 讀 濑 戸(イ)	網 代 諸 島 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○ 0.006以下
	青 佐 鼻 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	久 須 美 鼻 東	<0.0006	<0.0006	0.0007	<0.0006	<0.0006	
播磨灘北西部(イ)	鹿 久 居 島 東 沖	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○ 0.006以下

(備考) 1) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

2) 複数の環境基準点を持つ水域においては、当該水域内の全ての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	33 (河川15, 海域18)	0	0.06 mg/L以下
トランスー1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L以下
イソキサチオノン	〃	0	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L以下
フェニトロチオノン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L以下
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L以下
o-エチル=o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート(EPN)	45 (河川19, 湖沼2, 海域24)	0	0.006 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)	33 (河川15, 海域18)	0	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L以下
イプロベンホス(IPB)	〃	0	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン(CNP)	〃	-	指針値なし
トルエン	〃	0	0.6 mg/L以下
キシレン	〃	0	0.4 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	24 (河川13, 海域11)	0	0.06 mg/L以下
ニッケル	〃	-	指針値なし
モリブデン	〃	0	0.07 mg/L以下
アンチモン	〃	0	0.02 mg/L以下
塩化ビニルモノマー	〃	0	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L以下
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L以下
ウラン	26 (河川13, 海域13)	9*	0.002 mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	〃	0	0.000050mg/L以下
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	33 (河川15, 海域18)	0	0.006~3 mg/L以下
フェノール	24 (河川13, 海域11)	0	0.01~2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03~1 mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	〃	0	0.0004~0.004 mg/L以下
アニリン	〃	0	0.02~0.1 mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	〃	0	0.003~0.03 mg/L以下

* 検出濃度の最大値は0.0027mg/L(検出地点は全て海域)

環境基準の評価方法等

1 健康項目の達成状況の評価

基準値は主として長期的摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、環境基準の達成状況の評価については、一部の項目を除き、同一地点における年間の総検体の測定値の平均値(年間平均値)が基準値以下であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。(全シアンについては最高値が基準値以下であること、総水銀については環境基準超過検体数が総検体数の37 %未満であること、アルキル水銀及びP C Bについては全ての測定値が不検出であることをもって、環境基準を達成しているものと判断する。)

2 環境基準の達成水域

(1) BOD、COD

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質(BOD又はCOD)の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(注)75 %値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目(整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目)にくるデータをいう。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(2) 湖沼の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(3) 海域の全窒素及び全りん

ア 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS

ア 類型指定された水域の環境基準点における水質の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(参考)

瀬戸内海の水質に係る環境基準達成状況について

瀬戸内海の水質に係る主要な環境基準項目である COD（化学的酸素要求量）、全窒素及び全りんの基準達成状況は次のとおりである。

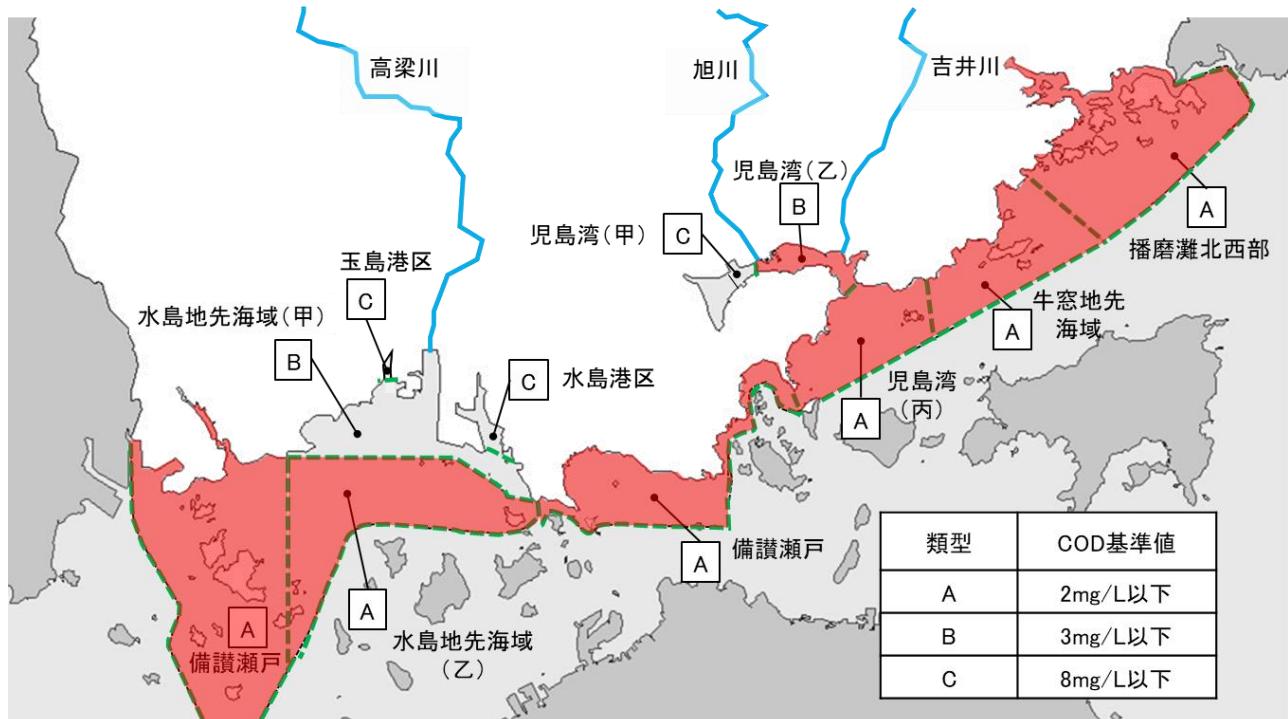


図1 海域の区分と環境基準（COD）達成状況
(塗りつぶし部分が基準未達成海域)

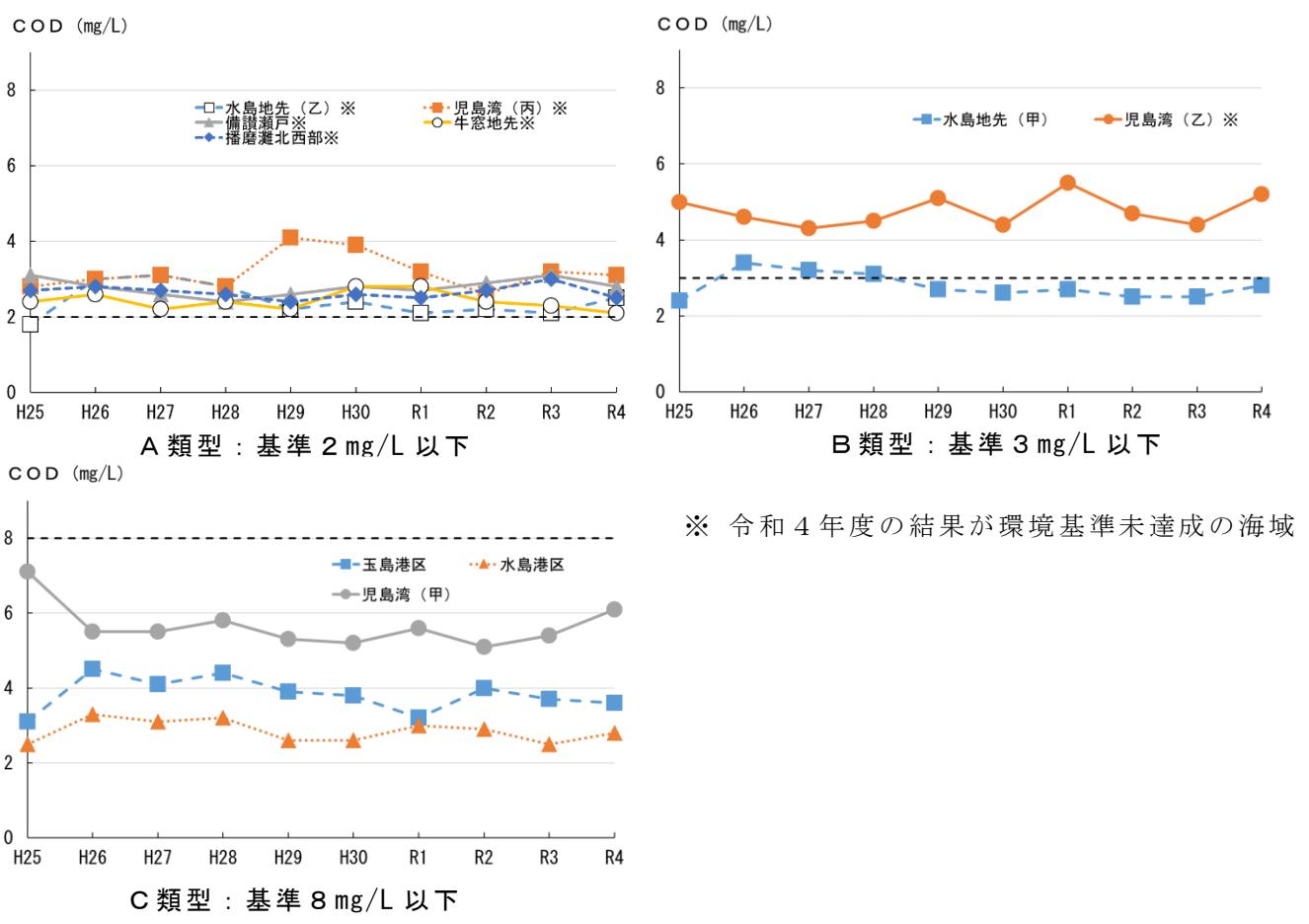


図2 類型別の海域における COD の経年変化

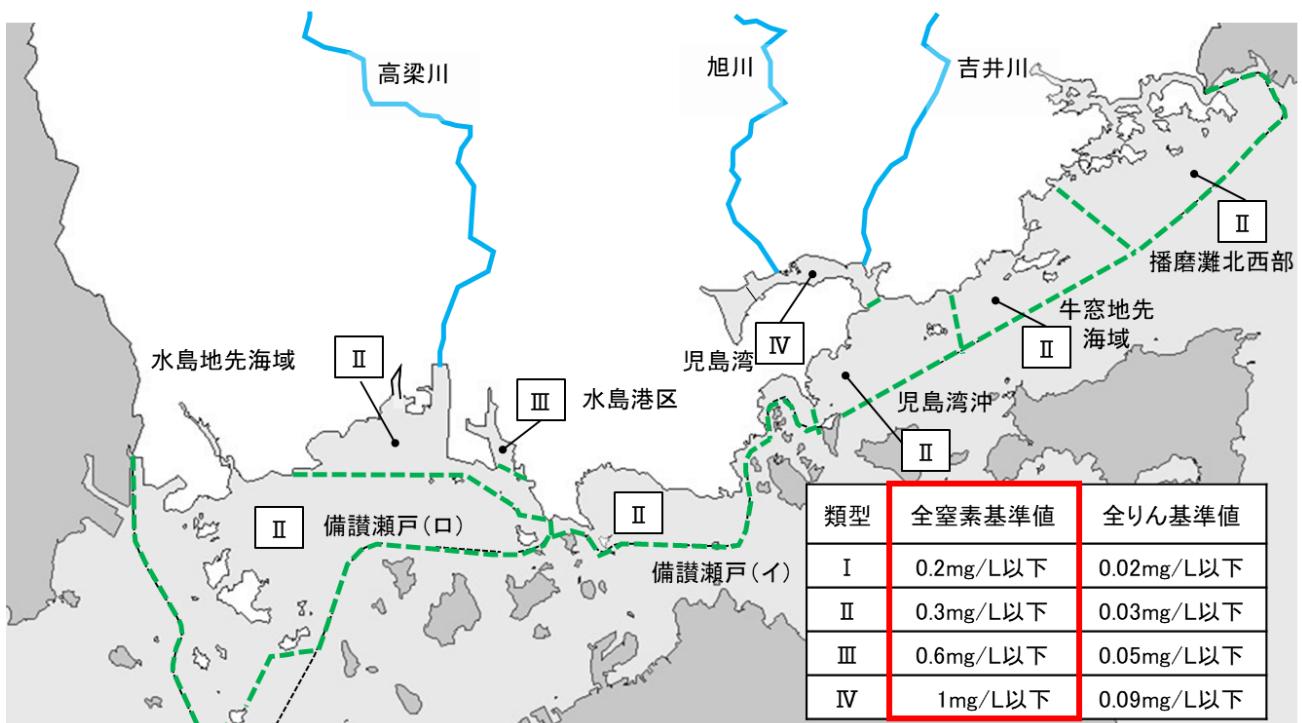


図3 海域の区分と環境基準（全窒素）達成状況
(全海域で基準達成)

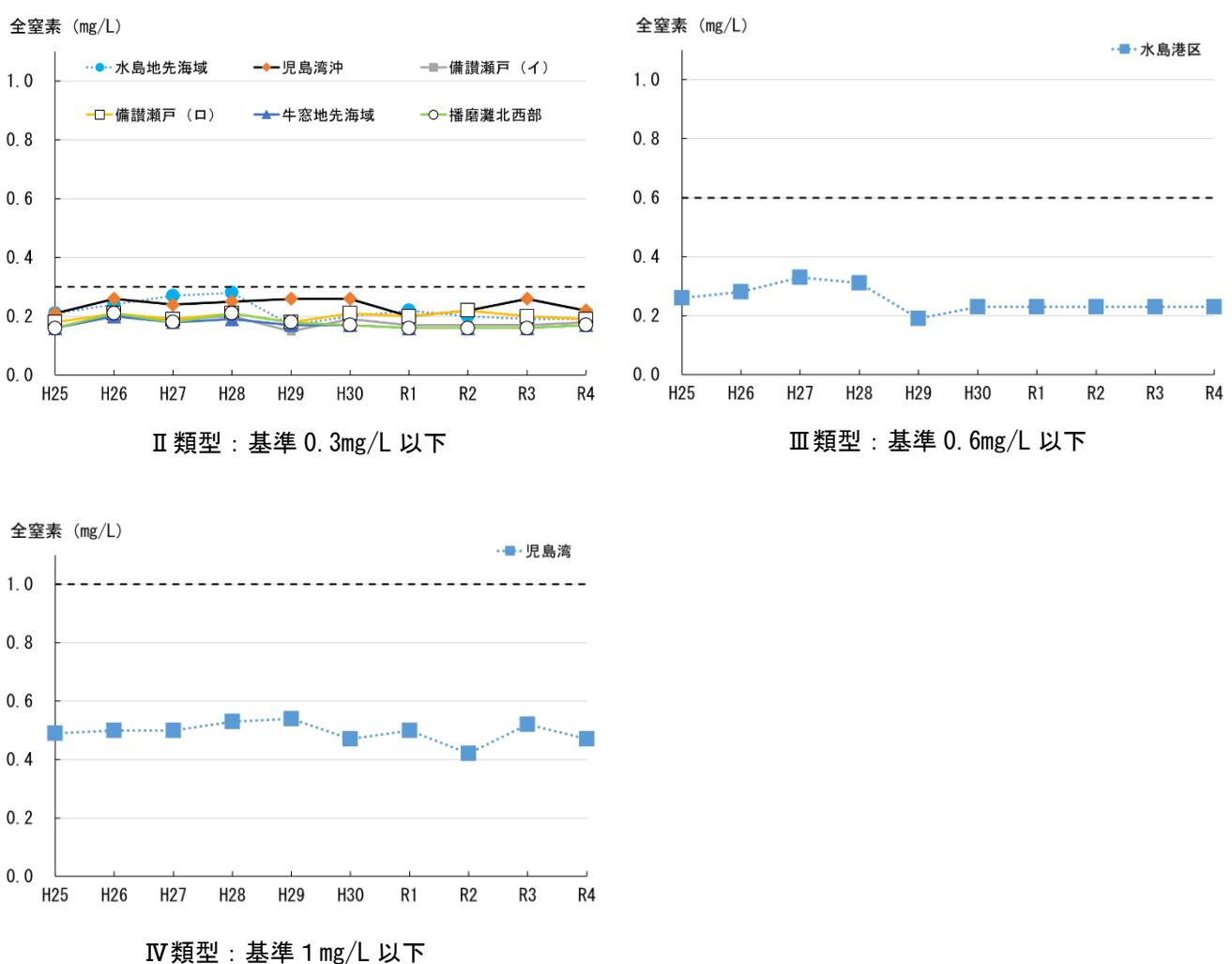


図4 類型別の海域における全窒素の経年変化

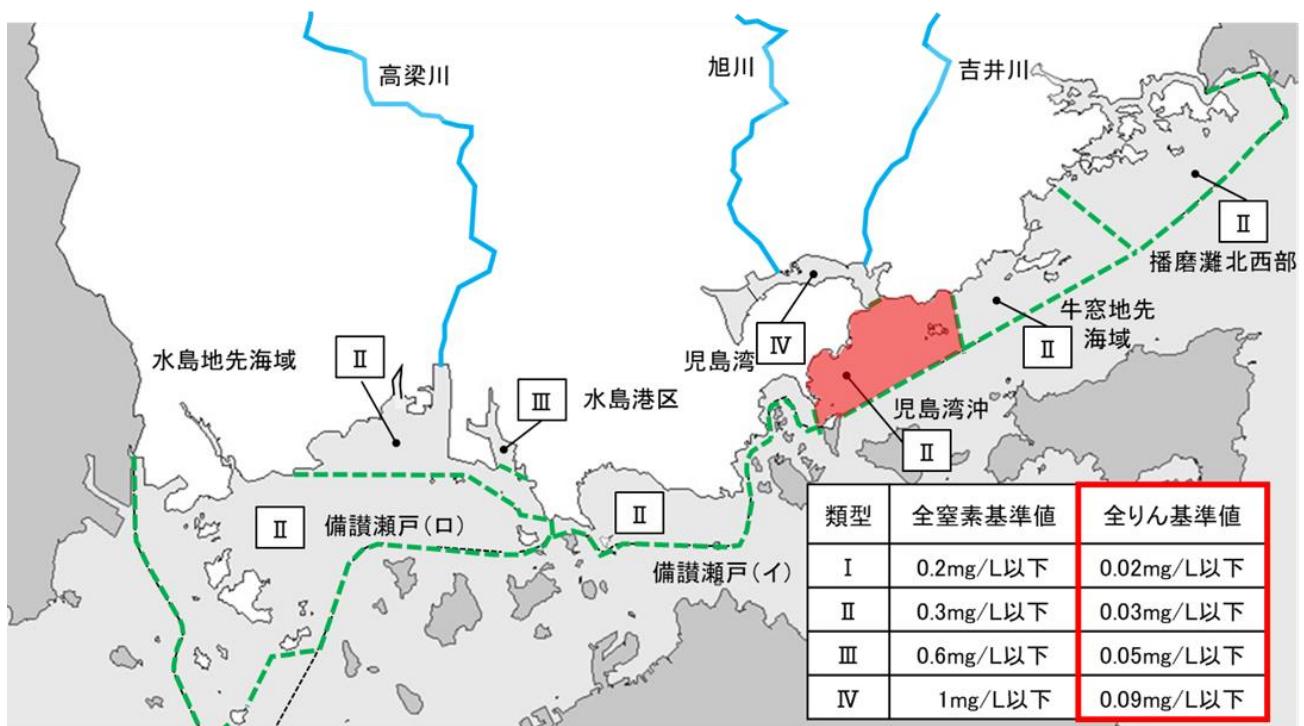
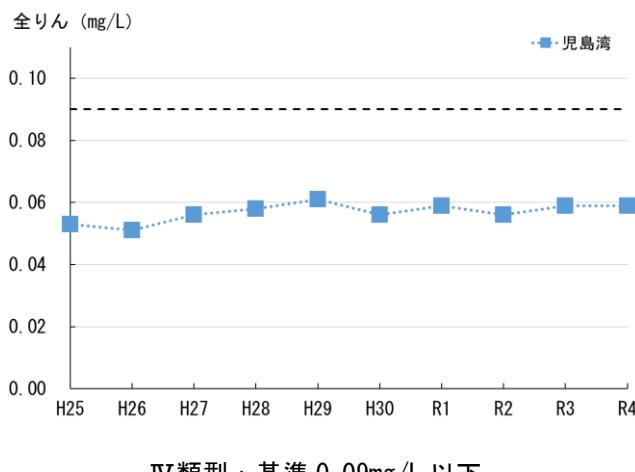
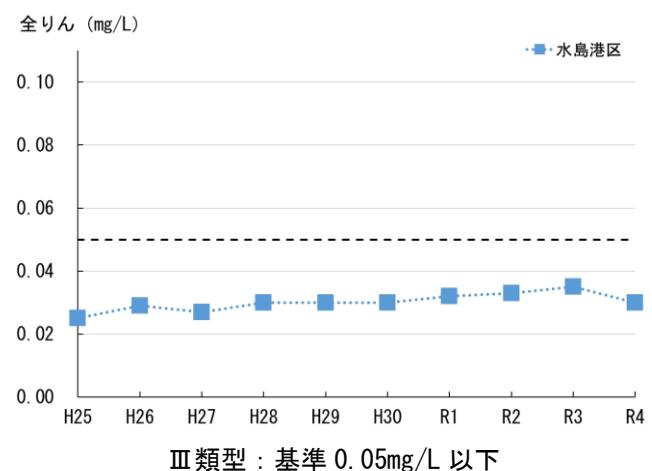
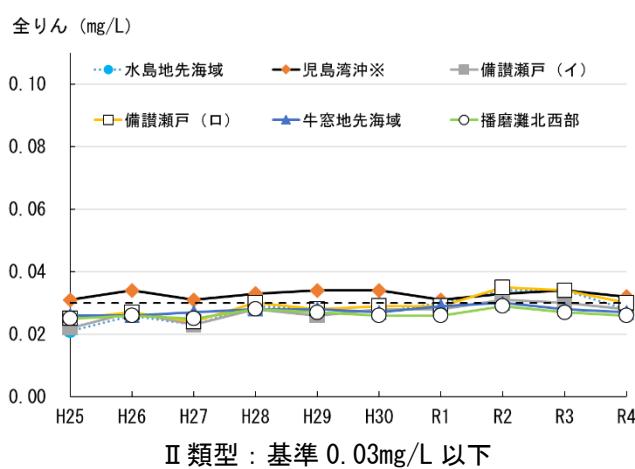


図5 海域の区分と環境基準（全りん）達成状況
(塗りつぶし部分が基準未達成海域)



※ 令和4年度の結果が環境基準未達成の海域

図6 類型別の海域における全りんの経年変化

令和4年度地下水の水質測定結果について

1 内 容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の汚濁の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、測定を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等25項目)

(2) 測定方法

表1のとおり、県内31地点において概況調査を行うとともに、過去にトリクロロエチレン等による汚染が確認された3地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

表1 測定地点の内訳

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	0	1	3
合計	21	6	7	34

表2 測定項目及び頻度

区分	測定項目	測定頻度
概況調査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継続監視調査	過去に超過した環境基準項目（関連する環境基準項目を含む。）	年1～2回

2 結 果

(1) 概況調査

31地点のうち3地点で環境基準を超過した。超過地点及び超過項目については表3のとおりである。

表3 環境基準超過地点及び超過項目

超過地点	超過項目
美作市位田	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
岡山市東区瀬戸町万富	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
岡山市東区竹原	クロロエチレン

(2) 継続監視調査

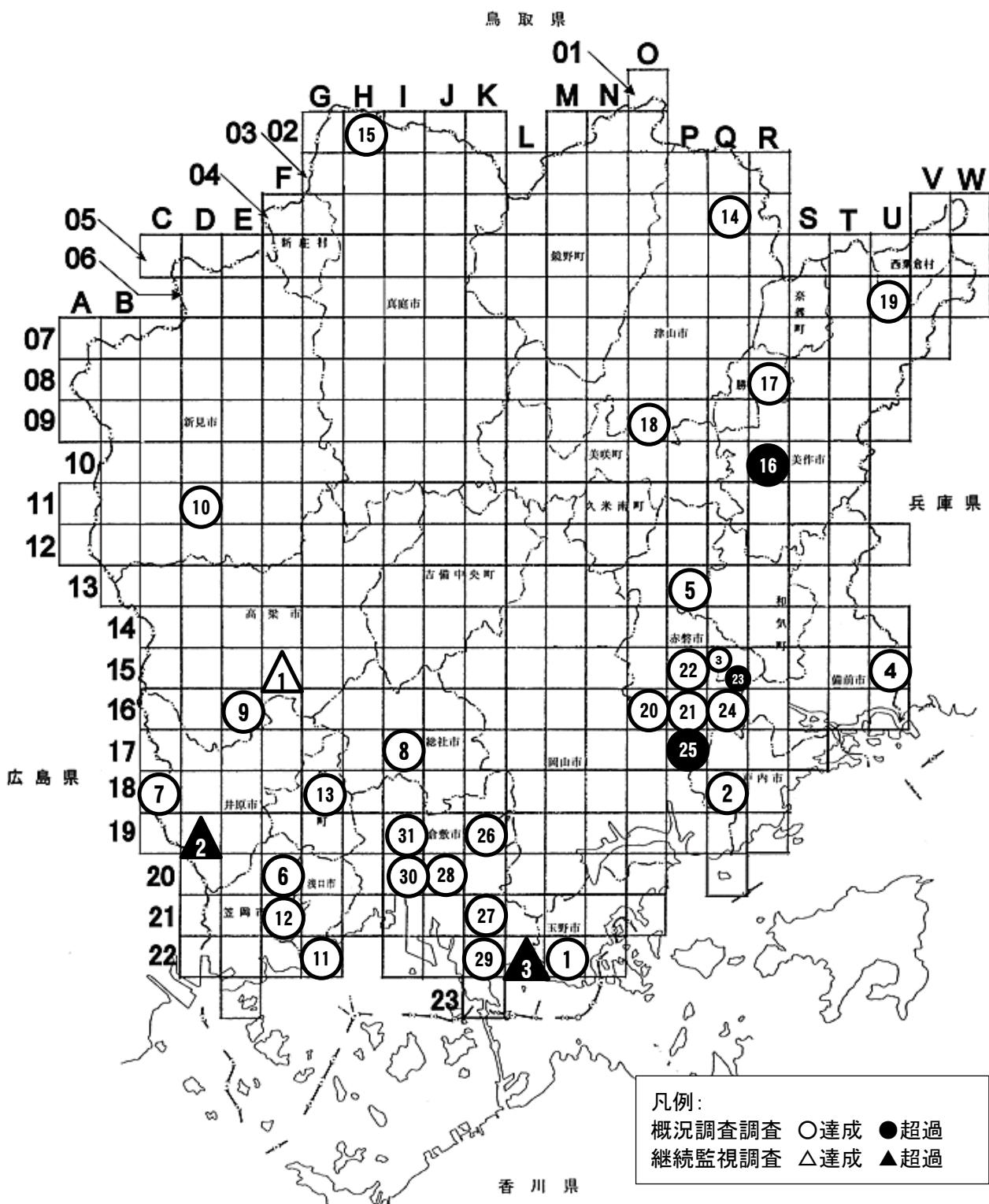
3地点のうち2地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した3地点のうち、2地点(美作市位田、岡山市東区瀬戸町万富)は、飲用に供さないよう指導済みであることや、周辺調査により施肥由来と判断されることから調査を終了し、1地点(岡山市東区竹原)は継続監視調査に移行する。

継続監視調査を行った3地点は、引き続き調査を継続する。

地下水環境基準達成状況図



地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上28項目）	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル-o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以上25項目）	

概況調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	メッシュ番号	所在地	用途	環境基準項目												測定機関			
				力ドミウム	全シアン	六価鉛	総ひ素	アルキル	四塩化ビニル	ジクロロメタン	アルカリ	水銀	塩化銀	硝化銀	チオベントラル	チウラジン	セレン	ホウ素	ジオキサン
1 M-22	玉野市長尾	生活用水	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	岡山県
2 Q-18	瀬戸内市邑久町本庄	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
3 Q-15	赤磐市吉原	生活用水	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
4 U-15	備前市三石	生活用水	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
5 P-13	和気町小坂	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
6 F-20	笠岡市尾坂	その他	N.D.	N.D.	0.008	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
7 C-18	井原市芳井町川相	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
8 I-17	総社市富原	一般飲用	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
9 E-16	高梁市川上町地頭	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
10 D-11	新見市哲多町成松	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
11 G-22	浅口市寄島町	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
12 F-21	里庄町大字里見	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
13 G-18	矢掛町東川面	一般飲用	N.D.	N.D.	0.005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
14 Q-04	津山市阿波	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
15 H-02	真庭市森山湯船	その他	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
16 R-10	美作市位田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	57	N.D.	"
17 R-08	勝央町豊久田	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.07	N.D.	"
18 O-09	美咲町越尾	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	2.8	N.D.	"
19 U-06	西粟倉村長尾	生活用水	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	0.91	N.D.	"

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

概況調査の測定結果

(単位:mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	基準項目												測定機関													
				力	全	シ	ア	ル	水	総	六	価	鉛	口	ジ	ク	メ	タ	四	塩	化	ビ	塩	化	ジ	ク	ロ	口	メ
20	O-16	岡山市東区瀬戸町菊山	生活用水	N.D.	岡山市																								
21	P-16	岡山市東区瀬戸町下	生活用水	N.D.	"																								
22	P-15	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋	生活用水	N.D.	"																								
23	Q-15	岡山市東区瀬戸町万富	生活用水	N.D.	"																								
24	Q-16	岡山市東区西祖	生活用水	N.D.	"																								
25	P-17	岡山市東区竹原	生活用水	N.D.	"																								
26	K-19	倉敷市新田	生活用水	N.D.	倉敷市																								
27	K-21	倉敷市広江	生活用水	N.D.	"																								
28	J-20	倉敷市東富井	生活用水	N.D.	"																								
29	K-22	倉敷市児島味野	生活用水	N.D.	"																								
30	I-20	倉敷市玉島	生活用水	N.D.	"																								
31	I-19	倉敷市船穂町船穂	生活用水	N.D.	"																								

(注) N.D.は報告下限値未満であることを示す。環境基準を超える検体値は太字(太枠・着色)で示す。

継続監視調査の測定結果

(単位: mg/L)

番号	メッシュ番号	調査地点	用途	環境基準項目												測定機関				
				六価鉛	全シアン	ドミウム	アルキル水銀	四塩化炭素	ジクロロメタン	ジクロロエタノン	トリクロロエチレン	トリクロロエタノン	クロロエタノン	テトラクロロエチレン	チオベンゼン	チウラム	ジクロロエチレン	ホウ素	ジオキサン	
			環境基準	0.003	N.D.	0.01	0.02	0.01	0.0005	N.D.	0.02	0.002	0.004	1	0.04	1	0.006	0.01	0.002	0.006
			報告下限	0.0003	0.1	0.005	0.01	0.005	0.0005	0.0005	0.0002	0.0002	0.0004	0.002	0.004	0.0005	0.0006	0.001	0.0005	0.0002
1	F-15	高梁市成羽町成羽	生活用水								N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	岡山県
2	D-19	井原市高屋町	生活用水								N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	"
3	L-22	倉敷市児島唐琴	生活用水								N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	倉敷市

(注) N.D.は報告下限未満であることを示す。環境基準を超えている検体値は太字(太枠・着色)で示す。

水質測定計画策定に係る法的根拠等

○ 水質汚濁防止法

(常時監視)

第15条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

2～3 (略)

(測定計画)

第16条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする。

2～4 (略)

(都道府県の審議会その他の合議制の期間の調査審議等)

第21条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べができるものとする。

2 (略)

○ 環境基本法

第43条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

○ 岡山県環境審議会条例

第1条 環境基本法(平成五年法律第91号)第43条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第7条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2～5 (略)

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

・岡山県環境審議会の部会の設置に関する規程

第2条 審議会に、別表に掲げる部会を置き、その所掌事務は、同表に掲げる事項のほか会長が部会の所掌事務とすることが適當と認める事項とする。

別表 水質部会

5 水質汚濁防止法第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定計画の策定に関すること。

別表3 測定地点、測定項目及び頻度(海域)その2 周島湾水域

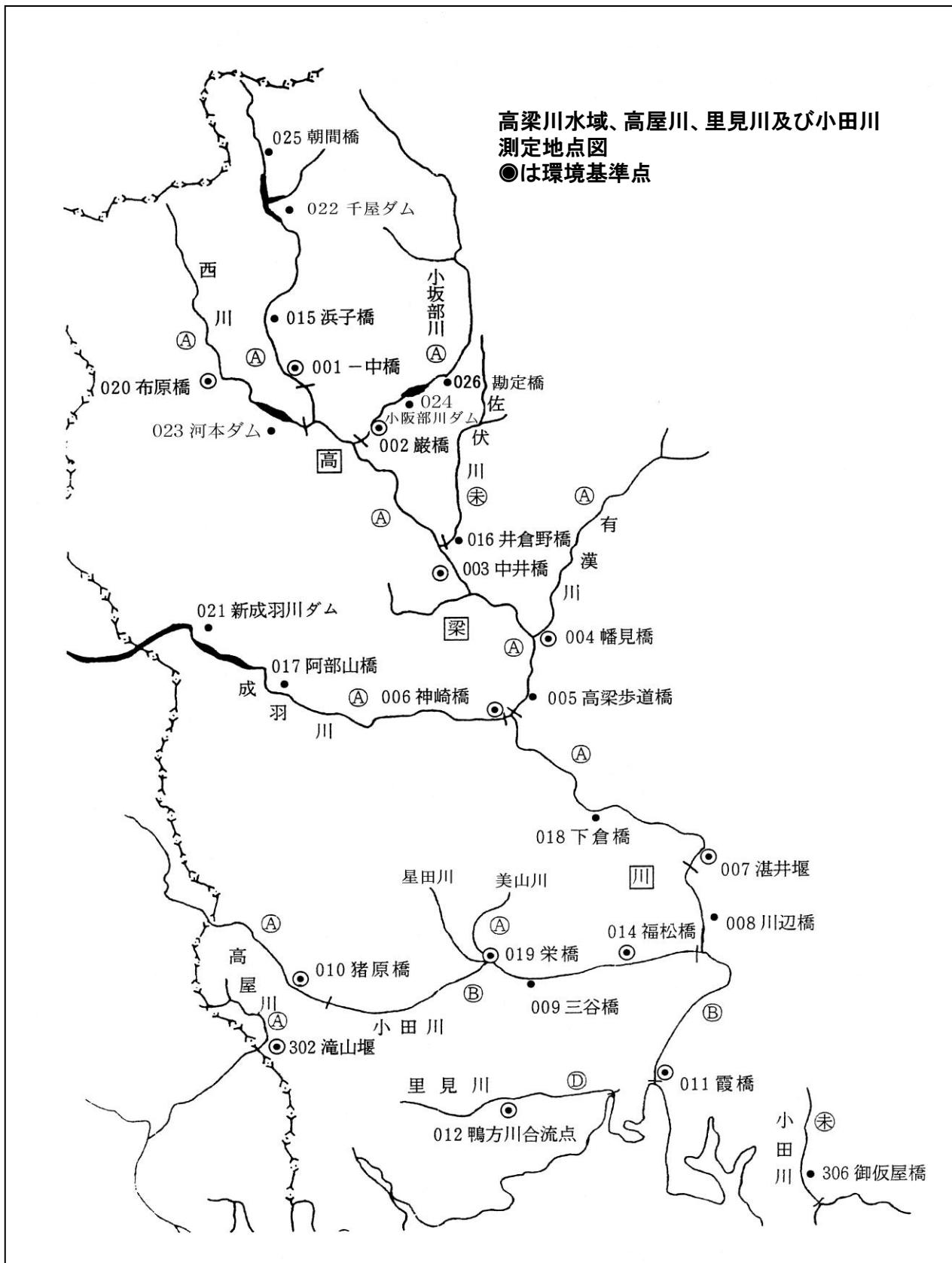
水海域名	測定点番号	環境基準			測定頻度		測定項目																																		
		水生生物保全に係る環境基準			透		P	D	B	C	S	油	大	金	全	N	底	底	ド	シ	金	ノ	底	底	力	金	六	ひ	総	A	P	ジ	四	2	1	1	シ	チ	ト	1	1
		全窒素及び 全りんに 係る環境基準	水生生物保全に 係る環境基準	水海域名	透		O	O	O	D	D	S	分	腸	大	金	全	N	底	底	ド	シ	金	ノ	底	底	力	金	六	ひ	総	A	P	ジ	四	2	1	1	シ	チ	ト
周島湾(甲)	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未				
周島湾(乙)	IV-1	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未				
周島湾(丙)	II-1	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未				
水城	A-1	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未				
水城	B-1	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未				
水城	C-1	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未				

(備考) 満成期間の分類 イ：直ちに満成 ロ：5年以内で可及的速やかに満成

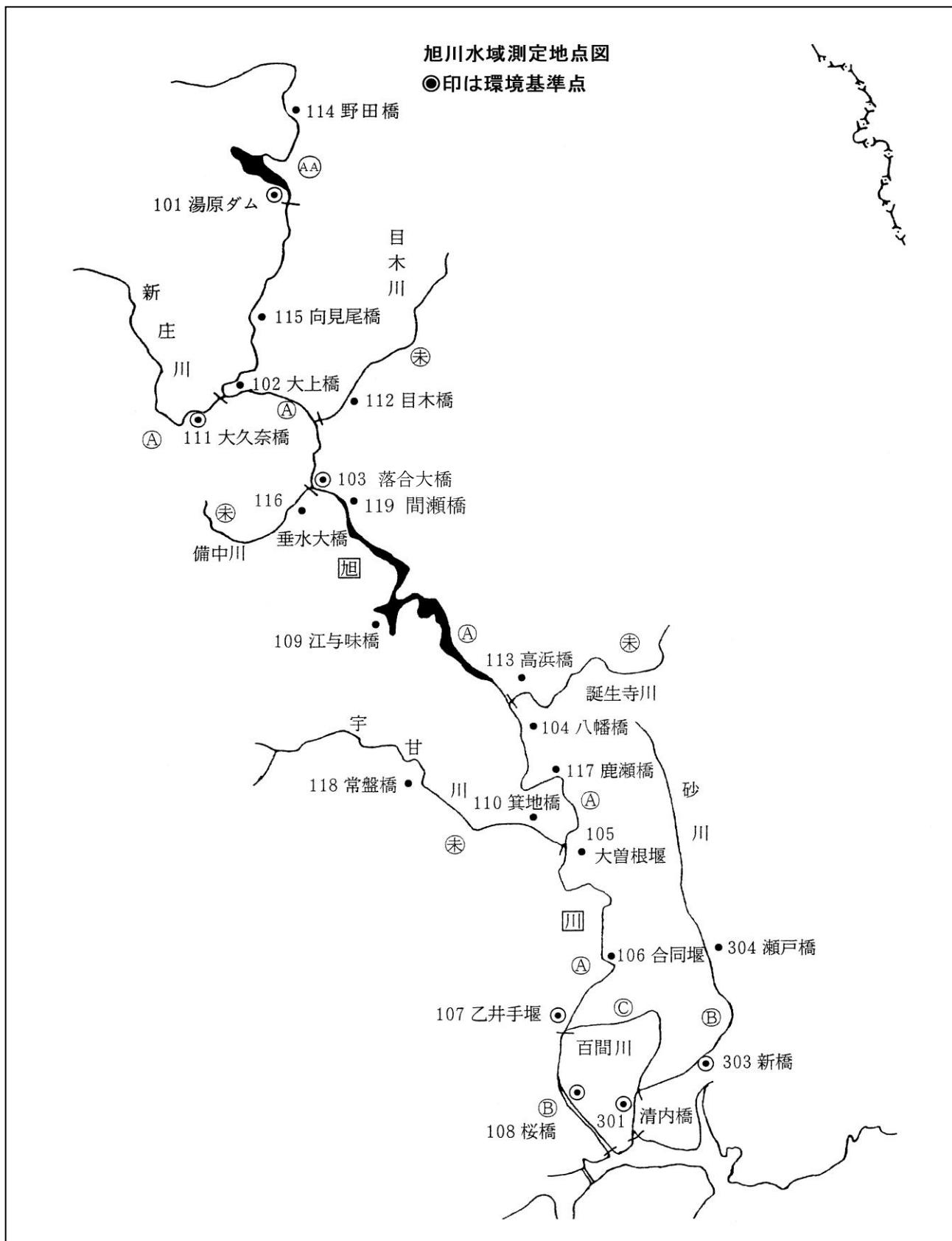
ヘ：5年を超える期間で可及的速やかに満成

二：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかに達成に努める

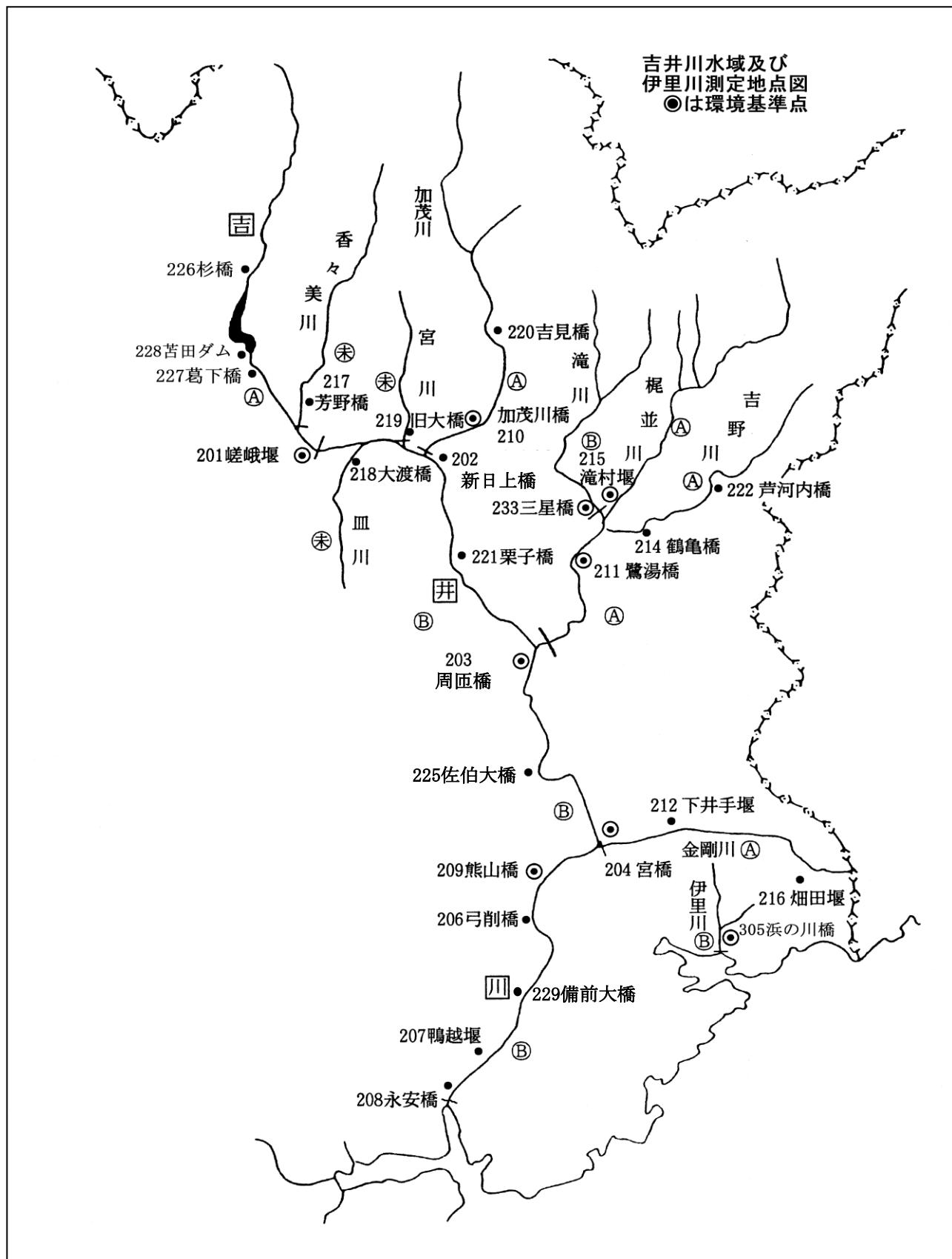
別図 1



別図 2

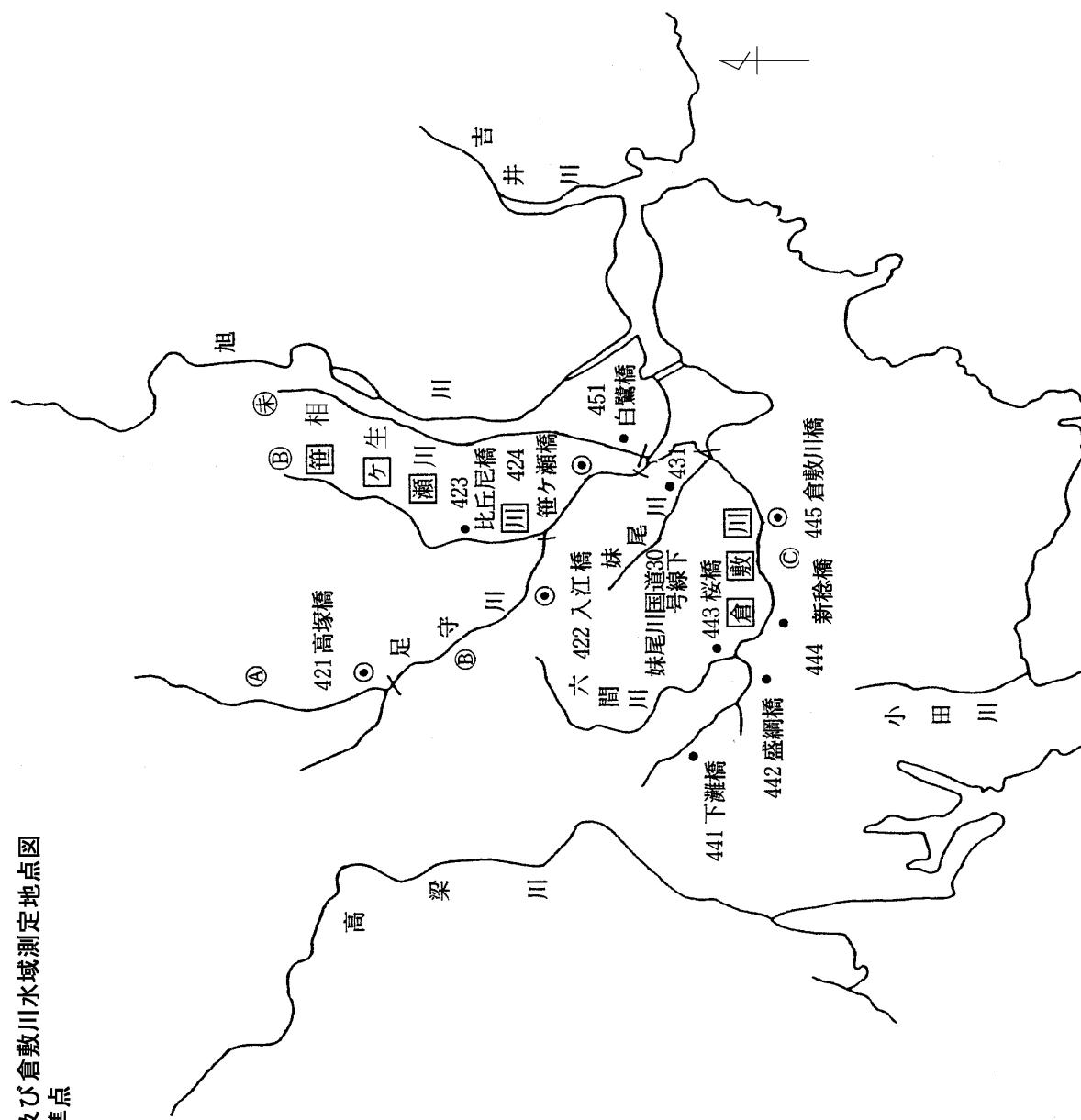


別図3

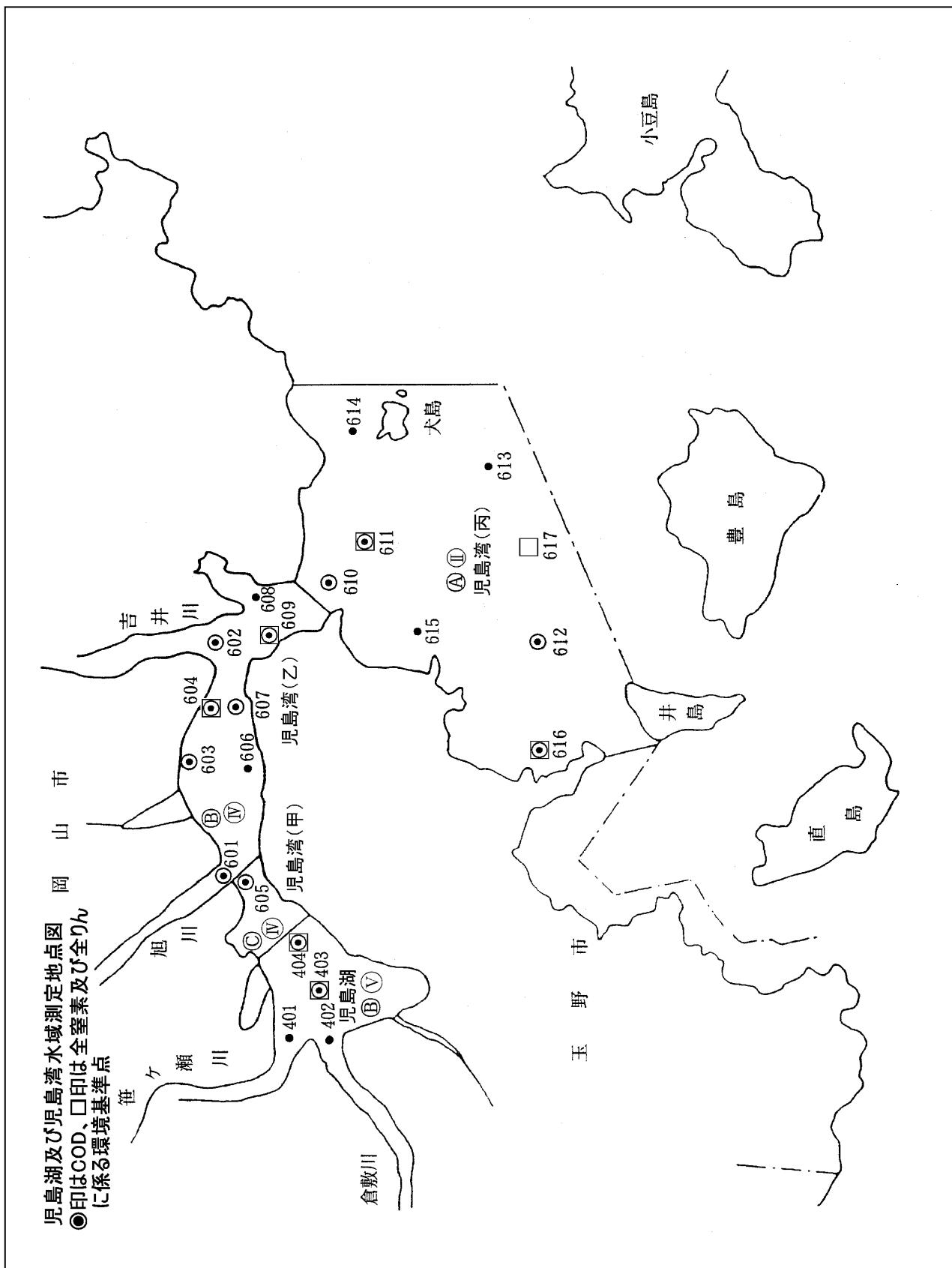


別図4

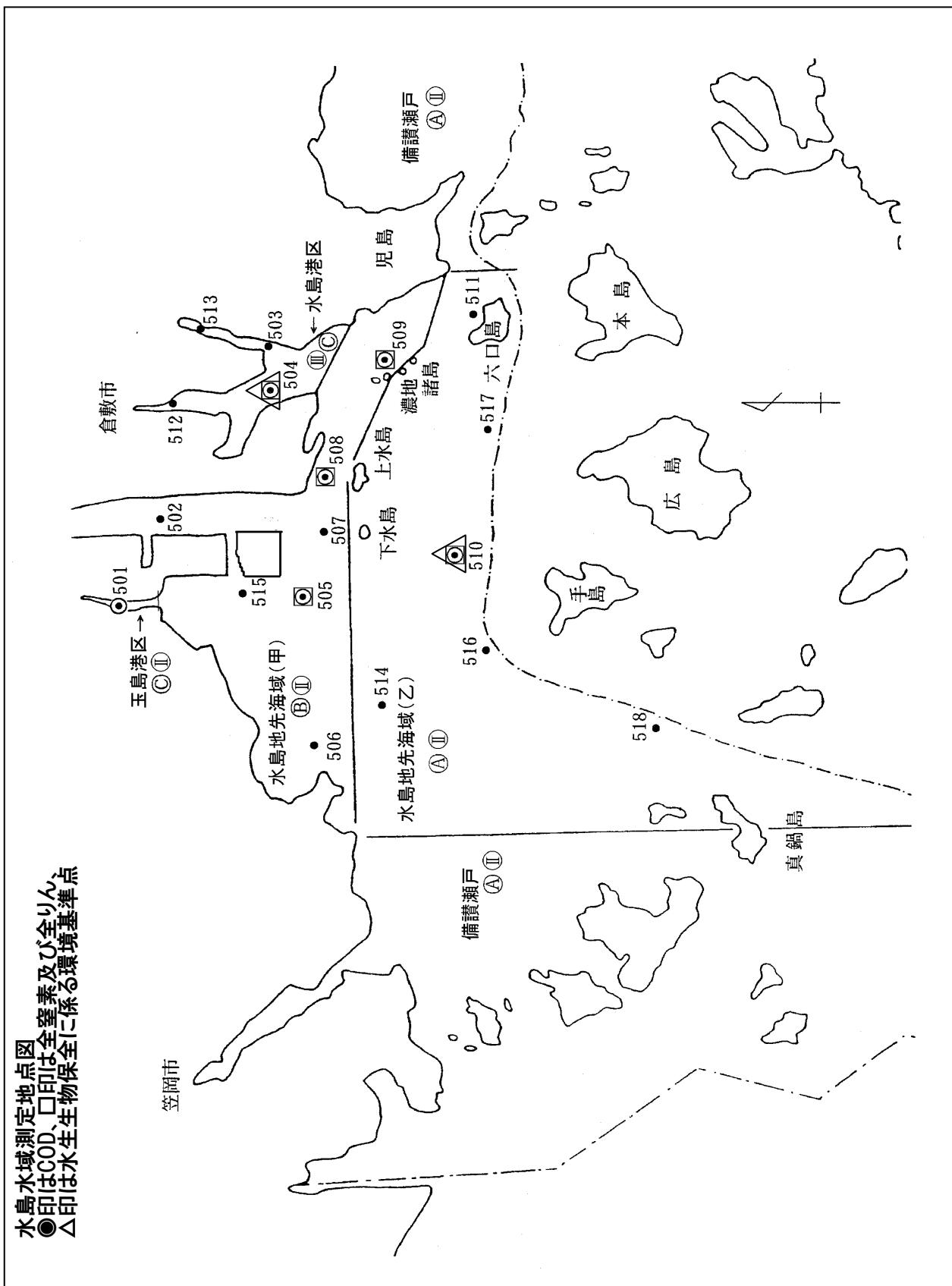
笠ヶ瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
◎印は環境基準点



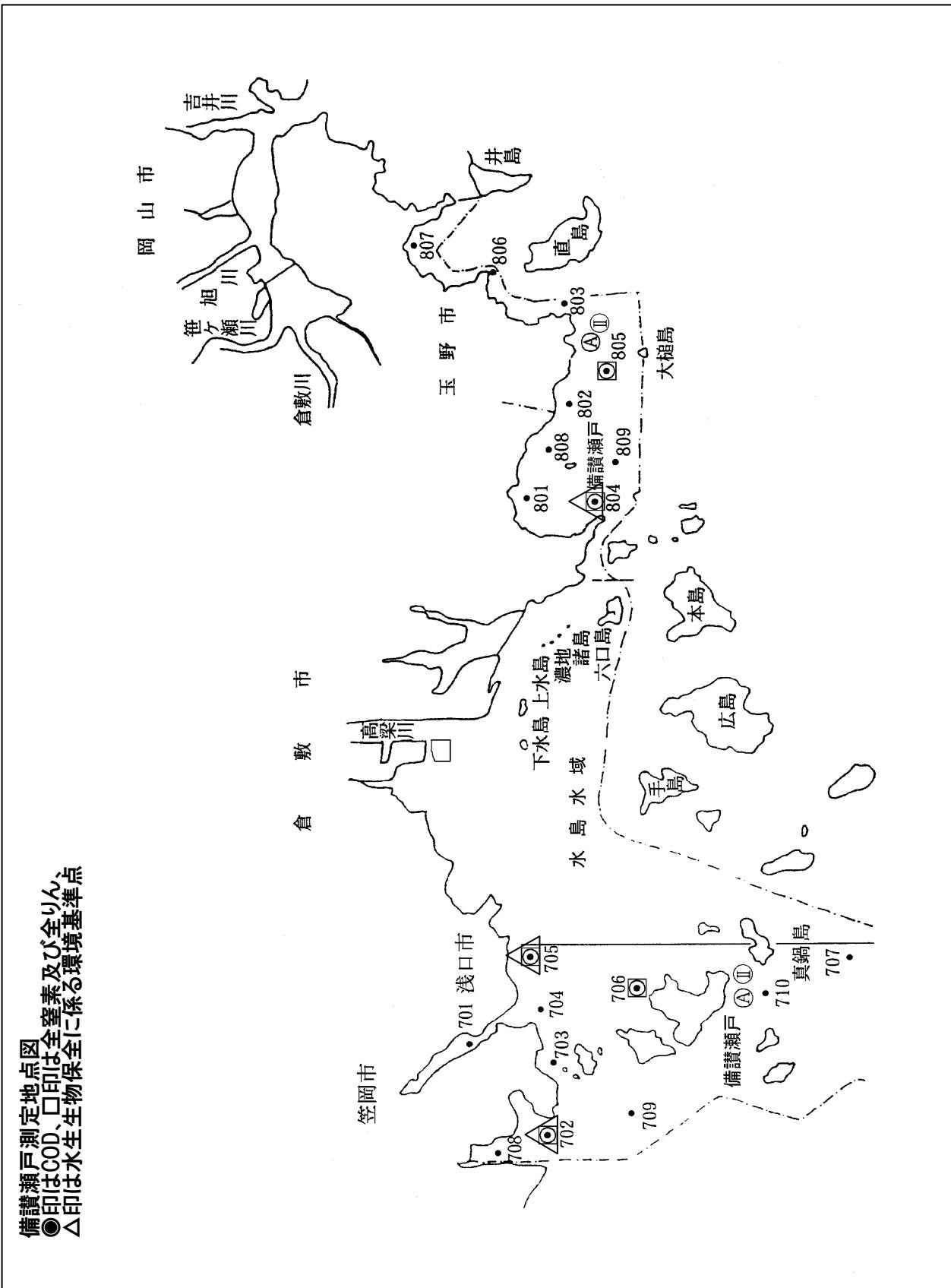
別図5



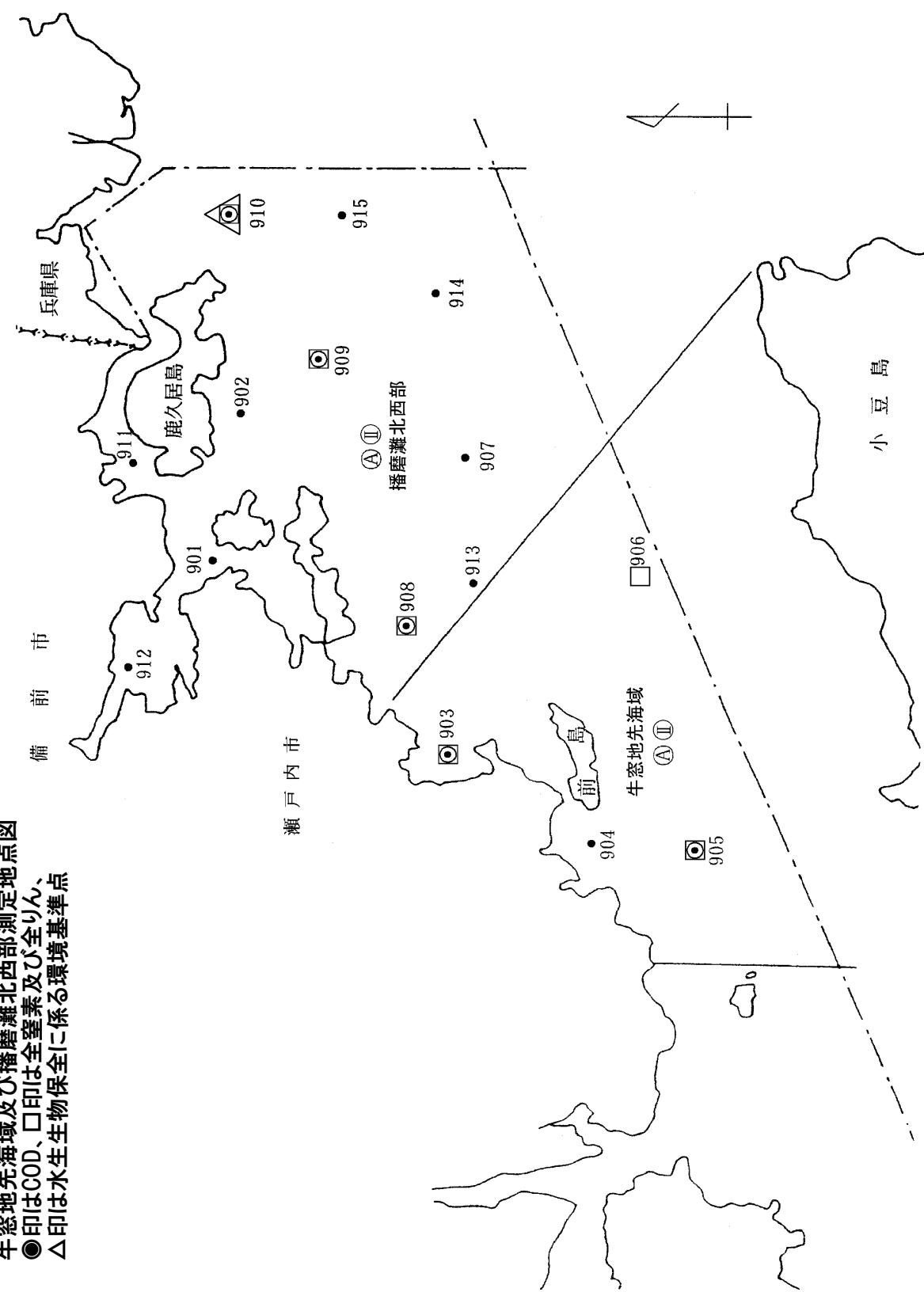
別図 6



別図 7



牛窓地先海域及び播磨灘北西部測定地点図
 ◎印はCOD、□印は全窒素及び全りん、
 △印は水生生物保全に係る環境基準点



測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
フェニトロチオン(MEP)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシン銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロベンホス(IPB)	同上	0.0008	<0.0008
クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5年通知付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成 16 年通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	平成 16 年通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
エピクロロヒドリン	平成 16 年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 K0102 の 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	平成 16 年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成 15 年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	平成 15 年通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003
4-t-オクチルフェノール	平成 25 年 3 月 27 日付け環水大水発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知(以下「平成 25 年通知」という。)付表1に掲げる方法	0.0001	<0.0001
アニリン	平成 25 年通知付表2に掲げる方法	0.002	<0.002
2,4-ジクロロフェノール	平成 25 年通知付表3に掲げる方法	0.0003	<0.0003
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	令和2年5月 28 日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知付表 1 に掲げる方法	2.5(ng/L)	<2.5
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)		2.5(ng/L)	<2.5
PFOS 及び PFOA		5(ng/L)	<5
透明度	海洋観測指針に掲げる方法	—	—
全有機炭素(TOC)	平成 24 年 3 月 30 日付け環水大水発第 120330018 号環境省水・大気環境局水環境課長通知別添3の2. 表1に掲げる方法	0.3	<0.3

備考

- 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成 13 年環水企第 92 号)」による。

令和6年度地下水の水質測定計画（案）

1 目的

令和6年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 繼続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 31 地点、継続監視調査 4 地点において、別表5のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図9のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	1	4
合計	21	7	7	35

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（2地点）

岡山市：揮発性有機化合物（1地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（1地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年1回測定する。

要監視項目は、2地点で年1回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年1～2回測定する。

5 測定方法

- ア 測定方法及び報告下限値は、別表6のとおりとする。
- イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。
- ウ 採水位置は、表層（水面下0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水）その1 概況調査

番号	所在地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	環境基準項目												要監視項目（25項目）	測定機関	
				測定力	全金属性	六価鉛	総水銀	アルキル	P-C	ジクロロメタ	化炭素	四塩化ジクロロエタ	化水素	トリクロロエチレン	ベジカル	セラミック	硝酸性窒素	臭素
1	玉野市沼	0-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
2	備前市日生町寒河	U-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
3	瀬戸内市長船町磯上	R-7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
4	赤磐市中勢実	0-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
5	和気町大中山	R-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
6	笠岡市走出	F-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
7	井原市芳井町吉井	D-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
8	総社市赤浜	K-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
9	高梁市有漢町有漢	H-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
10	新見市暫西町矢田	B-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
11	浅口市鷺方町六条院東	G-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
12	里庄町大字新庄	F-22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
13	矢掛町矢掛	G-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
14	津山市加茂町宇野	P-05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
15	眞庭市蒜山下和	K-03	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
16	美作市官原	U-08	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
17	勝央町為本	Q-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
18	美咲町打穴下	N-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
19	西粟倉村大茅	V-05	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
20	岡山市南区筍島	L-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
21	岡山市南区川張	L-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
22	岡山市南区片岡	L-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
23	岡山市南区東峰	M-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
24	倉敷市南区西高崎	M-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市
25	岡山市南区迫川	M-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
26	倉敷市船穂町船穂	I-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
27	倉敷市玉島長尾	I-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
28	倉敷市連島矢柄	J-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
29	倉敷市二子	K-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
30	倉敷市中帶江	K-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"
31	倉敷市林	K-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	"

別表5 測定地点、測定項目及び頻度（地下水）その2 繼続監視調査

番号	所 在 地	測定地点 (メッシュ番号)	環境基準項目												測定機関 認定年 度	汚染の原因 因				
			測定回数	カドミウム	全シアン	六価鉛	総水銀	P-C	ジクロロメタノン	塩素化ビニルエチレン	四塩化炭素	アールキル水銀	トリクロロエタノン	1・3ジクロロエチレン	1・2ジクロロエチレン	1・1ジクロロエチレン	1・1ジクロロエチレン	1・1ジクロロエチレン	1・1ジクロロエチレン	
1	高梁市成羽町成羽	F-15	2											②	2	2	2	2	2	H10 発
2	井原市高屋町	D-19	2											②						H21 不明
3	岡山市東区竹原	P-17	1										①		1	1	1	1	1	R4 不明
4	倉敷市尾島唐琴	L-22	1										1	1	1	1	1	1	1	H11 不明

注1) 測定項目中の○は、汚染の発見時ににおいて環境基準を超過していた項目を示す。
 注2) 「発」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的原因によるものと推定、「不明」は調査の結果、原因不明だったものの、
 「調査実施中」は調査実施中を示す。

別表6 測定方法及び報告下限値（地下水）

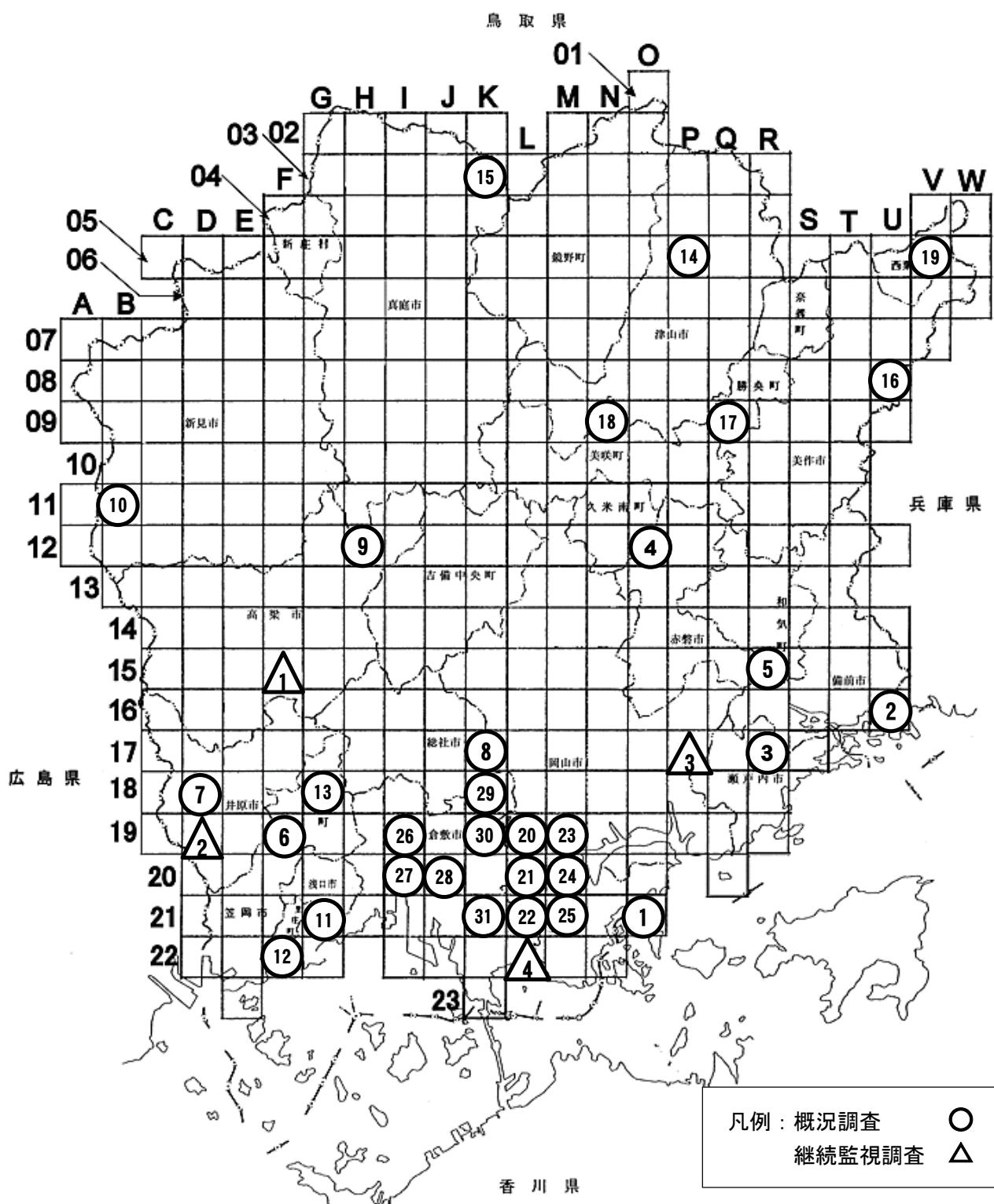
測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環境基準項目	カドミウム	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	0.0003
	全シアン	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法	0.1
	鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法	0.005
	六価クロム	規格 K0102 の 65.2(規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合は、原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 の備考 11b)に定める方法による場合、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01
	ひ素	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005
	総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	<0.0005
	アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005
	PCB	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0005
	ジクロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002
	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002
	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	<0.0002
	チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.0006
	シマジン	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002
	ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	<0.001
	セレン	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法 亜硝酸性窒素にあっては、規格 K0102 の 43.1 に定める方法 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	<0.02 <0.01 0.03

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
環境基準項目	ふつ素	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法	0.08	<0.08
	ほう素	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	0.03	<0.03
	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.005	<0.005
要監視項目	クロロホルム	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオൺ	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオൺ(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシン銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IPB)	同上	0.0008	<0.0008
	クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格K0102の59.3に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格K0102の68.2に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成16年通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	エピクロロヒドリン	平成16年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格K0125の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	ペルフルオロオクタン	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知付表1に掲げる方法	2.5(ng/L)	<2.5
	スルホン酸(PFOS)		2.5(ng/L)	<2.5
	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)		5(ng/L)	<5
	PFOS及びPFOA			

備考

- 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成13年環水企第92号)」による。

別図9 令和6年度地下水水質調査地点図



令和5年度測定計画からの主な変更点

1 県所管地点における測定項目及び頻度の見直しに係るもの（別表1、別表2）

(1) PFOS 及び PFOA の測定地点数の増加（岡山市所管分）

地点名	変更内容	変更理由
河川1地点 (常盤橋)	PFOS 及び PFOA の測定回数の見直し (0回/年→1回/年)	吉備中央町内における PFOS 及び PFOA の暫定指針値超過事例を考慮し、濃度状況を監視するため。

(2) 河川、湖沼及び海域の測定地点（県及び岡山市所管分）における一部測定項目の測定回数の減少

地点名	変更内容	変更理由
河川15地点、湖沼4地点、 海域12地点 (別紙表1及び表2のとおり)	一部項目の測定回数の修正 (別紙表1及び2のとおり)	水質測定計画の測定項目の頻度と考え方に基づく変更及び検出状況等を踏まえた調査の効率化を図るため。

(3) 河川の測定地点名称の修正

地点名	変更内容	変更理由
周匝橋	周匝大橋→周匝橋	周匝橋が正式名称であることが確認されたため。

表1 河川、湖沼及び海域の測定地点における一部項目の測定回数の見直し内容（1）

測定地点	測定回数	透視度	生活環境項目							
			pH	D0	BOD	COD	SS	油分等	大腸菌数	
八幡橋	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12			18→12
比丘尼橋	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12			18→12
新穏橋	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12			
妹尾川国道30号線下	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12	18→12			
笹ヶ瀬川河口部	18→12	18→12	18→12	18→12		18→12	18→12			
倉敷川河口部	18→12	18→12	18→12	18→12		18→12	18→12			
宮浦沖	18→12		18→12	18→12		18→12			18→12	
ティカ沖	18→12		18→12	18→12		18→12			18→12	
犬島北沖	18→12		18→12	18→12		18→12			18→12	18→12

※ 空欄は測定を行っていない項目

表2 河川、湖沼及び海域の測定地点における一部項目の測定回数の見直し内容（2）

測定地点	健康項目			その他項目				要測定	
	性 窒 素 以 外	性 窒 素 及 び 亜 硝 酸	アル キ ル 水 銀	銅	溶 解 性 鉄	溶 解 性 マ ン ガ ン	総 ク ロ ム		
一中橋	2→1			—	—	—	—		
中井橋	2→1			—	—	—	—		
湯原ダム	2→1			—	—	—	—		
落合大橋	2→1			—	—	—	—		
八幡橋	—	1→0		—	—	—	—		
新橋	—	1→0		—	—	—	—		
嵯峨堰	2→1			—	—	—	—		
周匝橋	2→1			—	—	—	—		
比丘尼橋	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
笛ヶ瀬橋	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
高塚橋	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
入江橋	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
倉敷川橋	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
湖心	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
樋門	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
海岸通沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
旭川河口部	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
吉井川河口部	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
横樋沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
九蟠沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
宮浦沖								18→12	18→12
阿津沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
ティカ沖								18→12	18→12
向小串沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
別荘沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
児島湾口沖	—	1→0	2→1	2→1	2→1	2→1	2→1		
犬島北沖								18→12	18→12

※ 「-」は変更なしの項目、空欄は測定を行っていない項目

公共用水域の環境基準等

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

II 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 ^{備考1}
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下 ^{備考2}
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）

備考2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (C OD)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下 備考 1
A	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下 備考 2
B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと。	2mg/L 以上	—

備考 1 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

備考 2 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
II	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
III	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
IV	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
V	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (底層DO)
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

2 海域

ア

項目 類型	基準値				
	水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数	n - ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下 <small>備考</small>	検出され ないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。

イ

項目 類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生 育場として特に保全が必要な水 域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量 (底層DO)
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

III 要監視項目

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	50ng/L 以下*

*暫定指針値

(2) 水生生物の保全に関する要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特A	0.006mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
		生物特B	3mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8mg/L 以下
		生物特A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
		生物特B	0.01mg/L 以下
	海域	生物 A	2mg/L 以下
		生物特A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/L 以下
		生物特A	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
		生物特B	1mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3mg/L 以下
		生物特A	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001mg/L 以下
		生物特A	0.0007mg/L 以下
		生物 B	0.004mg/L 以下
		生物特B	0.003mg/L 以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L 以下
		生物特A	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.02mg/L 以下
		生物 B	0.02mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物 A	0.1mg/L 以下
		生物特A	0.1mg/L 以下
2, 4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/L 以下
		生物特A	0.003mg/L 以下
		生物 B	0.03mg/L 以下
		生物特B	0.02mg/L 以下
	海域	生物 A	0.02mg/L 以下
		生物特A	0.01mg/L 以下

4 環境基準類型指定状況

(1) BOD、COD等

区分	水 域 名	あてはめ水 域 名	該当 類型	達成 期間	類 型 指 定 年 月 日
河 川	高 梁 川	高梁川上流 (新見市昭和橋より上流)	A	イ	S45. 9. 1 (閣議決定)
		〃 中流 (新見市昭和橋から成羽川合流点まで)	A	イ	〃 (改訂前 Bイ) H20. 3. 28改訂 (岡山県告示第173号)
		〃 中流 (成羽川合流点から湛井堰まで)	A	イ	S45. 9. 1 (閣議決定)
		〃 下流 (湛井堰より下流)	B	イ	〃
		西川 (全域)	A	イ	S54. 4. 6 (岡山県告示第330号)
		小坂部川 (全域)	A	イ	S45. 9. 1 (閣議決定)
		有漢川 (全域)	A	イ	〃
		成羽川 (全域)	A	イ	〃
		小田川上流 (淀平堰より上流)	A	イ	〃
		〃 下流 (淀平堰より下流)	B	イ	〃 (改訂前 Cロ) S49. 5. 10改訂 (岡山県告示第550号)
		美山川 (星田川を含む)	A	イ	S49. 5. 10 (岡山県告示第549号)
		里見川 (全域)	D	イ	S45. 9. 1 (閣議決定)
川	旭川	旭川上流 (湯原ダムより上流)	AA	イ	S46. 5. 25 (閣議決定)
		〃 中流 (湯原ダムから乙井手堰まで)	A	イ	〃
		〃 下流 (乙井手堰より下流)	B	ロ	〃
		新庄川 (全域)	A	イ	S53. 4. 18 (岡山県告示第332号)
		百間川 (全域)	C	ハ	S46. 5. 25 (閣議決定)
		砂川 (全域)	B	ロ	S51. 4. 23 (岡山県告示第365号)
吉井川	吉井川	吉井川上流 (嵯峨堰より上流)	A	イ	S46. 5. 25 (閣議決定)
		〃 中・下流 (嵯峨堰より下流)	B	ロ	〃
		加茂川 (全域)	A	イ	S52. 4. 22 (岡山県告示第347号)
		梶並川 (全域)	A	イ	S48. 4. 17 (岡山県告示第424号)
		滝川 (全域)	B	ロ	〃
		吉野川 (全域)	A	イ	〃
		金剛川 (全域)	A	ロ	〃

区分	水 域 名	あてはめ水 域 名	該当類型	達成期間	類型指定年月日
河川	笥ヶ瀬川	笥ヶ瀬川(全域)	B	ハ	S49. 5.10 (岡山県告示第549号)
		足守川上流 (前川合流点より上流)	A	ハ	〃
		足守川下流 (前川合流点より下流)	B	イ	〃
	倉敷川	倉敷川(流入支川を含む)	C	ハ	〃
	芦田川	高屋川(岡山県の区域内全域)	A	ハ	S50. 5.13 (岡山県告示第571号)
	伊里川	伊里川(大谷川を含む)	B	ロ	〃
湖沼	児島湖	児島湖	B	ハ	S46. 5.25 (閣議決定)
海域	水島	玉島港区 (別記1の水域)	C	イ	S45. 9. 1 (閣議決定)
		水島港区 (別記2の水域)	C	イ	〃
		水島地先海域(甲) (別記3の水域)	B	イ	〃
		〃 (乙) (別記4の水域)	A	イ	〃
	児島湾	児島湾(甲) (別記5の水域)	C	ロ	S46. 5.25 (閣議決定)
		〃 (乙) (別記6の水域)	B	ロ	〃
		〃 (丙) (別記7の水域)	A	イ	〃
	備讃瀬戸	備讃瀬戸 (別記8の水域)	A	イ	S49. 5.13 (環境庁告示第39号)
	牛窓地先海域	牛窓地先海域 (別記9の水域)	A	イ	S48. 4. 17 (岡山県告示第424号) H16. 10. 29改訂 (地名変更) (岡山県告示第617号)
	播磨灘北西部	播磨灘北西部 (別記10の水域)	A	ロ	S49. 5.13 (環境庁告示第39号)

(備考) 達成期間の分類は、次のとおりである。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別記

- 1 玉島灯台と浦賀玉島ヂーゼル工業株式会社敷地西北端を結んだ線より北方の海域
(玉島港区)
- 2 川崎製鉄株式会社敷地東南端と宮鼻南端を結んだ線より北方の海域 (水島港区)
- 3 灯籠崎南端、上濃地島北端、太濃地島東端、イザノロジ島南端、上水島北端、下水島北端、寄島南端及び青佐鼻東端を順次に結んだ線より北方の海域であつて、水島港区及び玉島港区に係る部分を除いたもの。(水島地先海域(甲))
- 4 水島港区、玉島港区及び水島地先海域(甲)に係る海域を除く水島地先海域 (水島地先海域(乙))

- 5 岡山市海岸通1丁目3番地の13と岡山市飽浦340番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域（児島湾(甲)）
- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域であって、児島湾(甲)に係る部分を除いたもの（児島湾(乙)）
- 7 岡山市西大寺宝伝赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海岸であって、児島湾(甲)、および児島湾(乙)に係る部分を除いたもの（児島湾(丙)）
- 8 玉野市出崎と香川県井島へガラ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、福山市狐崎と広島県宇治島西端を結ぶ線、同島南端と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって箕島町地先海域、番の州泊地、坂出港、高松港、詰田川尻並びに昭和45年9月1日閣議決定の水島港区、玉島港区、水島地先海域(甲)及び水島地先海域(乙)に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 9 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 10 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繩干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県稻鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

(2) 児島湖－全窒素、全りん

区分	水 域 名	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日
湖 沼	児島湖	児島湖	V	段階的に暫定目標(注)を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。	S62. 3. 10 (岡山県公告第165号) H 4. 3. 27 一部改正 (岡山県公告第177号)

(注) 暫定目標は、湖沼水質保全特別措置法第4条第1項の規定による湖沼水質保全計画に定める全窒素及び全りんの水質目標値である。

(3) 海域一全窒素、全りん

区分	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日	備考
海 域	水島港区 (別記1)	III	イ	H 9. 4. 28 (環境庁告示第19号) H15. 3. 27改訂 (※) (環境省告示第35号)	備讃瀬戸 水 域
	水島地先海域 (別記2)	II	イ		
	備讃瀬戸(イ) (別記3)	II	イ		
	備讃瀬戸(ロ) (別記4)	II	イ		
	備讃瀬戸(ハ) (別記5)	II	イ		
域	児島湾 (別記6)	IV	イ	H10. 3. 20 (岡山県告示第190号) H16. 2. 27改訂 (※) (岡山県告示第105号) H16. 10. 29改訂 (地名変更) (岡山県告示第618号)	
	児島湾沖 (別記7)	II	イ		
	牛窓地先海域 (別記8)	II	イ		
	播磨灘北西部 (別記9)	II	イ	H 9. 4. 28 (環境庁告示第19号) H15. 3. 27改訂 (※) (環境省告示第35号)	播磨灘北 西部水域

(備考) 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(※) 海域の全窒素、全りんについては、平成15年3月27日付け環境省告示第35号及び平成16年2月27日付け岡山県告示第105号で達成期間が改正され、暫定目標が廃止された。

別記

- 倉敷市川崎製鉄株式会社敷地東南端と同市宮の鼻南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（水島港区）
- 倉敷市灯籠崎南端と岡山県上濃地島北端を結ぶ線、同地点と同県大濃島東端を結ぶ線、同地点と同県イザノロジ島南端を結ぶ線、同地点と同県上水島北端を結ぶ線、同地点と同県下水島北端を結ぶ線、同地点と同県寄島南端を結ぶ線、同地点と同県寄島町青佐鼻東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区に係る部分を除いたもの（水島地先海域）
- 玉野市出崎と香川県井島ヘラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダッダカ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(イ)）
- 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同島六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方5,900m地点（北緯34度16分59秒、東経133度30分56秒。以下「A点」という。）を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同県西端と福山市狐崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸(ロ)）
- 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同島六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(ハ)）

- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地とを結ぶ線、児島湖えん堤及び陸岸により囲まれた海域（児島湾）
- 7 岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海域であって、児島湾に係る部分を除いたもの（児島湾沖）
- 8 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 9 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繩干埼を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県猪ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

(4) 海域－水生生物保全項目

区分	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日	備考
海 域	備讃瀬戸 (別記1)	海生生物A	イ	H 27. 3. 31 (環境庁告示第51号)	備讃瀬戸 水域
	備讃瀬戸 (イ) (別記2)	海生生物特A	イ		
域	播磨灘北西部 (別記3)	海生生物A	イ	〃	播磨灘北 西部水域
	播磨灘北西部 (イ) (別記4)	海生生物特A	イ		

(備考) 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

別記

- 1 玉野市出崎から香川県井島ヘラガ崎まで引いた線、同島鞍掛鼻から同県豊島ダーダガ鼻まで引いた線、同島礼田崎から高松市長崎鼻まで引いた線、福山市狐崎から同市宇治島西端まで引いた線、同島南端から香川県三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、備讃瀬戸 (イ) 及び備讃瀬戸 (ロ) に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 2 岡山県玉野市出崎と香川県井島ヘラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と同県高松市長崎鼻を結ぶ線、浦生漁港5号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、高松港（朝日・屋島）新川東防波堤先端、同港G地区1号防波堤北東角と同港外防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と高松港（玉藻）玉藻地区玉藻防波堤先端を結ぶ線、同港西浜1号防波堤先端と同港西浜2号防波堤先端を結ぶ線、高松漁港9号防波堤先端と同港8号防波堤先端を結ぶ線、高松港（弦打）貯木場東防波堤先端と同港貯木場北防波堤先端を結ぶ線、高松港（神在）神在港東防波堤先端と同港神在港西防波堤先端を結ぶ線、高松港（香西）香西港東防波堤先端と同港香西港西防波堤先端を結ぶ線、高松港（生島）岡組護岸西角と同港生島北防波堤先端を結ぶ線、同港小坂東防波堤先端と同港生島防波堤先端を結ぶ線、亀水漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、木沢港関西物産桟橋先端と同港1号突堤先端を結ぶ線、乃生漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、同県坂出市王越町乃生地先の陸地の地点（北緯34度22分32秒、東経133度53分16秒）と同地点から西方3,510mの地点（北緯34度22分29秒、東経133度50分58秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方1,590mの地点（北緯34度21分37秒、東経133度51分1秒）を結ぶ線、西浦（瀬居島）漁港2号防波堤先端、同港1号防波堤先端と坂出港アジア共石東護岸北東角を結ぶ線、北浦漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、丸龜港富士見町2号護岸西端と同港蓬莱町防波堤先端を結ぶ線、同港蓬莱町3号護岸西端と同港昭和町防波堤先端を結ぶ線、

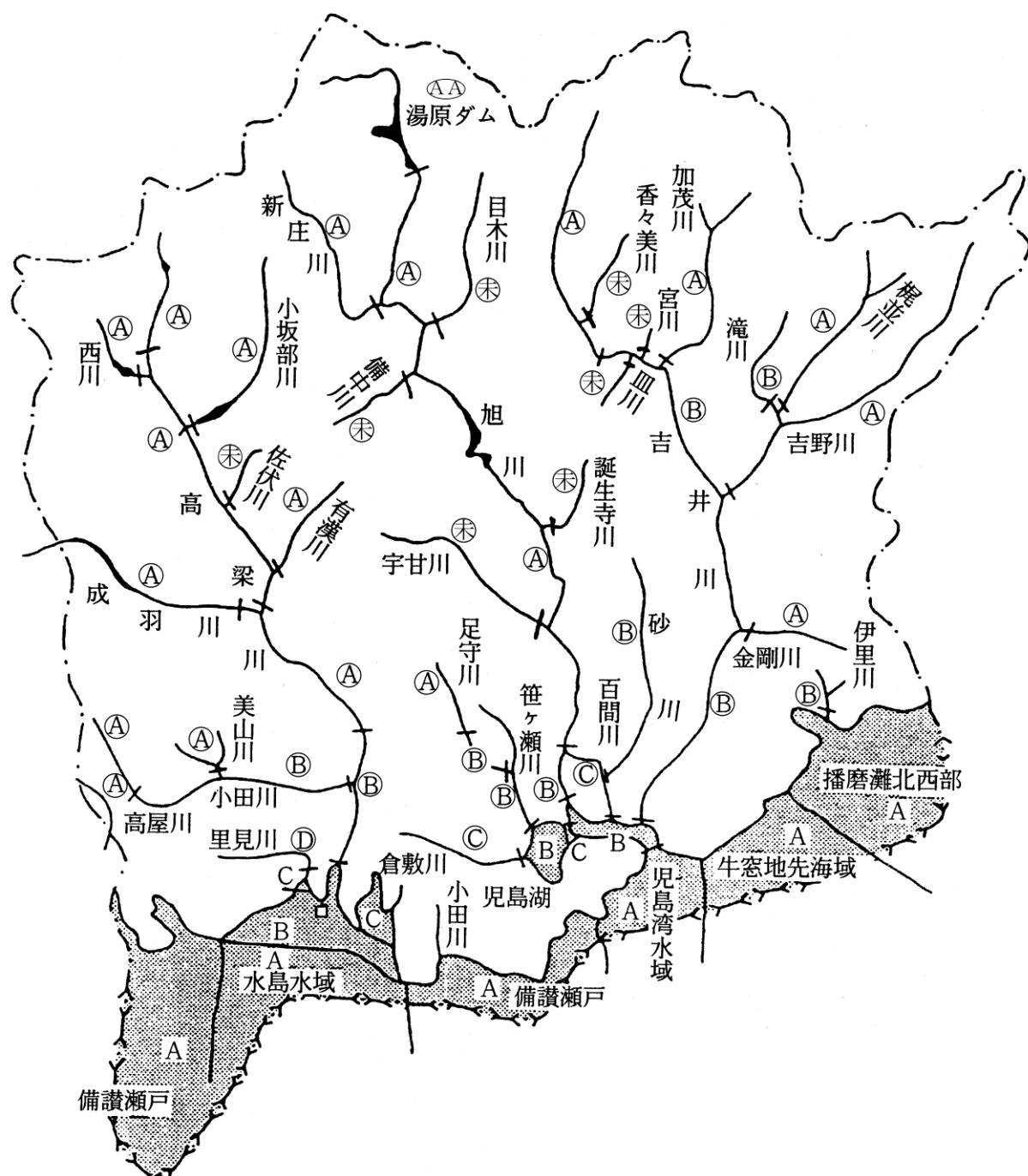
多度津港蛭子港 2 号防波堤先端と同港蛭子港 1 号防波堤先端を結ぶ線、同港常石造船北側護岸西端と同港西防波堤先端を結ぶ線、同港昭和石油油槽所護岸南西角と同港西港町西防波堤先端を結ぶ線、白方漁港第 4 防波堤先端と同港第 3 防波堤先端を結ぶ線、見立港（北）2 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線、見立港（南）3 号防波堤先端と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線、詫間港（詫間）水出 A 護岸北東角と同港高谷防波堤 3 号先端を結ぶ線、詫間港（高谷鼻）ゴマジリ地区 1 号防波堤先端と同港ゴマジリ地区 2 号防波堤先端を結ぶ線、詫間港（新浜）新浜防波堤先端と同港須田一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港須田防波堤先端を結ぶ線、船越港船越防波堤先端と同港船越 2 号防砂堤先端を結ぶ線、積漁港 3 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線、箱浦港竹生島防波堤先端と同港沖防波堤先端を結ぶ線、同県三豊市三崎と広島県宇治島南端を結ぶ線、同島西端と同地点から北西方 4,890m の地点（北緯 34 度 20 分 29 秒、東経 133 度 24 分 54 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 2,090m の地点（北緯 34 度 21 分 31 秒、東経 133 度 25 分 21 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 9,820m の地点（北緯 34 度 26 分 15 秒、東経 133 度 27 分 58 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から東方 790m の岡山県笠岡市神島の陸地の地点（北緯 34 度 26 分 28 秒、東経 133 度 28 分 25 秒）を結ぶ線、笠岡港（神島外）西側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の同港中央部防波堤を結ぶ線、同防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、笠岡港（瀬溝）東側防波堤先端から西方に引いた線上の護岸を結ぶ線、正頭漁港新西側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、同港 B 防波堤先端と同港 A 防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港（三郎）三郎 4 号防波堤先端と同港三郎カーテン式防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港（西安倉）西側防波堤先端と同港早崎一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港早崎東防波堤先端を結ぶ線、同港西安倉西防波堤先端と同港西安倉一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港沖防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港中安倉防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港（東安倉）東安倉防波堤先端と同港東安倉沖防波堤先端を結ぶ線、沙美漁港西南防波堤先端と同港西沖防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、小原漁港南防波堤先端と同港東側北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港西側北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港防砂堤先端を結ぶ線、水島港（玉島・水島・高島）玉島港八幡防波堤北端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同防波堤南端、同港玉島防波堤南端と同港玉島ハーバーランド南西護岸角を結ぶ線、同港玉島ハーバーランド南東護岸角と同港廃棄物処理護岸南西端を結ぶ線、同県倉敷市水島川崎通の陸地の地点（北緯 34 度 28 分 13 秒、東経 133 度 44 分 36 秒）と同地点から南東方 1,410m の地点（北緯 34 度 27 分 52 秒、東経 133 度 45 分 25 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方 500m の地点（北緯 34 度 28 分 8 秒、東経 133 度 45 分 28 秒）を結ぶ線、通生漁港第 1 防波堤先端と同港離岸堤北端を結ぶ線、同離岸堤南端と同港導流堤先端を結ぶ線、水島港（高室）北側防波堤先端と同港中央部防波堤折角を結ぶ線、同防波堤先端、同港南側地区の西側防波堤先端と同港高室突堤先端を結ぶ線、水島港（大室）北側防波堤先端と同港中央部防波堤折角を結ぶ線、同防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、下津井港西側防波堤先端と同港東側防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線、下津井漁港下津井西防波堤先端と同港下津井一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港下津井第 1 防波堤先端を結ぶ線、同港吹上第 1 防波堤先端と同港田の浦西防波堤 II 西端を結ぶ線、同港西側田の浦一文字防波堤東端、同港田の浦第 3 防波堤先端、同港東側田の浦一文字防波堤東端、同港田の浦第 2 防波堤先端と同港田の浦第 1 防波堤先端を結ぶ線、大畠漁港南側防波堤先端と同港北一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側一文字防波堤先端を結ぶ線、児島港（味野）元浜埠頭護岸北角と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港味野埠頭護岸南角を結ぶ線、同護岸北角と同港味野地区（一）5.5 岸壁南角を結ぶ線、同岸壁北角と児島港（萱刈）北側防波堤先端を結ぶ線、児島港（和井田）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港（琴浦海岸）西側防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の同港下村 A 号護岸を結ぶ線、児島港（琴浦）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港（田の口）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港（唐琴）西側防波堤先端と同港東側桟橋先端を結ぶ線、渋川港 1 号防波堤先端と同港 1 号防砂堤先端を結ぶ線、宇野港（日比）西 4 号防波堤先端と同港東 6 号防波堤先端を結ぶ線、宇野港（玉）玉西防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港瀬越防波堤先端を結ぶ線、宇野港（宇野）ナキンダ鼻と同港防波堤先端を結ぶ線、宇野港（日ノ出）日ノ出 3 号防波堤北角、同港中央部岬、同港日ノ出 2 号防波堤先端と同港長崎を結ぶ線、宇野港（田井）南側護岸角と同港田井 3 号防波堤先端を結ぶ線、同港田井 2 号防波堤先端、同港田井第 1 号防波堤東端と同港童崎南側岬を結ぶ線、野々浜港 1 号防波堤先端と同港 3 号防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線、大藪港 4 号護岸角と同港南側防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港東側防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側防波堤先端を結ぶ線、後閑港 1 号護岸角と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、香川県屏風島北端と同県喜兵衛島北西端を結ぶ線、屏風島 1 号防波堤先端と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同県直島獅

子渡ノ鼻と同県寺島早崎を結ぶ線、同島東先端と直島重石ノ鼻を結ぶ線及び陸岸、宮浦港北防波堤先端と同港沖 2 号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港串山ノ鼻を結ぶ線及び陸岸、直島港石場 1 号護岸角と同港石場防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港石場 1 号物揚場先端を結ぶ線及び陸岸、同港北防波堤先端、同港一文字防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、積浦漁港ベザイ天と同港北沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端から引いた延長線上の陸岸を結ぶ線及び陸岸、男木港一文字防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、男木漁港 2 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、西浦（女木島）漁港 5 号防波堤先端、同港 6 号防波堤先端と同港 1 号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、女木港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港鬼ヶ島防波堤先端と同港鬼ヶ島防波堤(2)西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港鬼ヶ島防波堤(3)先端を結ぶ線及び陸岸、松島港松島第 1 号防波堤先端と同港松島第 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、櫃石漁港（北）1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、岩黒漁港 1 号防波堤先端と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、与島港塩浜 2 号防波堤先端と同港与島東 2 号岸壁西端を結ぶ線及び陸岸、同港大津北防波堤先端と同港大津南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港浦城第 2 号防波堤先端と同港浦城第 3 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港穴部東防波堤先端と同港穴部南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、笠島漁港 E 防波堤先端と同港 D 防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港 C 防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（甲生）9 号防波堤先端と同港 7 号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（泊）7 号防波堤先端と同港 6 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（小阪）10 号防波堤先端、同港 12 号防波堤先端と同港 34 号護岸東角を結ぶ線及び陸岸、生ノ浜港 1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、尻浜港 1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、福田（本島）漁港 3 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、里浦港 1 号物揚場先端と同港 4 号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、小浦港 1 号防波堤先端と同港 1 号堤防東端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（立石）12 号防波堤先端と同港 11 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（江の浦）9 号防波堤先端と同港 8 号防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港 7 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（釜の越）3 号防波堤先端、同港 1 号防波堤先端と同港 13 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、甲路漁港 1 号防波堤先端と同港東側護岸西角を結ぶ線及び陸岸、青木港（青木）1 号防波堤先端と同港 8 号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港 12 号護岸北端を結ぶ線及び陸岸、青木港（市井）10 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、茂浦漁港 4 号防波堤先端と同港離岸堤西端を結ぶ線、同離岸堤東端と同港 1 号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、手島港 1 号防波堤先端と同港 3 号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、小手島漁港 1 号防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、同港 3 号防波堤先端、同港 4 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、高見港（浦）10 号防波堤先端と同港 8 号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港 9 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、高見港（浜）3 号防波堤先端と同港 5 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、佐柳港（長崎）1 号防波堤先端と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、佐柳港（本浦）5 号防波堤先端と同港 9 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本村漁港 2 号防波堤先端と同港 3 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、志々島港宮ノ浦東防波堤先端と同港宮ノ浦沖防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、上新田漁港 4 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、粟島港（馬越）馬城 2 号防砂堤先端と同港馬城 1 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、粟島港（粟島）粟島 1 号防波堤先端と同港粟島 5 号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、真鍋島漁港（岩坪）G 防波堤先端と同港 K 防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港 H 防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、真鍋島漁港（本浦）A 防波堤先端と同港 J 防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、湛江漁港 A 防波堤先端と同港 C 防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港 B 防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、前浦港南側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線及び陸岸、小飛島港北側防波堤先端と同港南側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大飛島港（尻替）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大浦港（東側）西側防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港南側護岸東角を結ぶ線及び陸岸、大飛島港（沖浦）南側防波堤先端と同港一文字防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大浦港（西側）東側防波堤先端と同港一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、走漁港（本浦）本浦新西防波堤先端と同港本浦西防波堤先端を結ぶ線、同地点から引いた延長線上の同港東防波堤を結ぶ線及び陸岸、走漁港（唐船）唐船西防波堤先端と同港 2 号新防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、走漁港（浦友）浦友東防波堤先端と同港浦友一文字防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港浦友新防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、北木島港（楠）東側防波堤先端と同港一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、北木島港（大浦）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、丸岩港東側防波堤先端と同港東側一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西

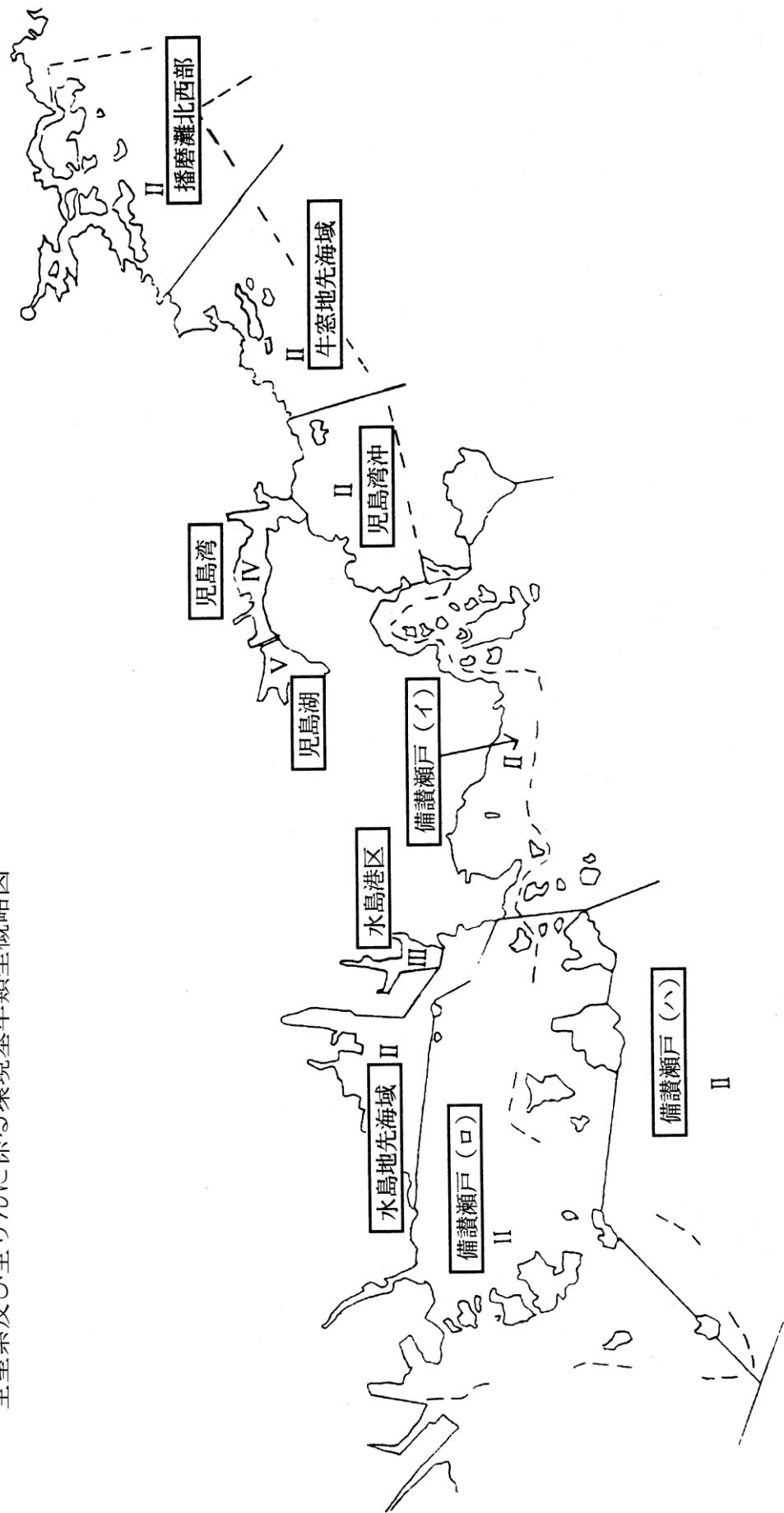
端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、金風呂漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、豊浦港3号防波堤先端と同港4号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港15号-1号護岸南西角を結ぶ線及び陸岸、白石島漁港（C）②防波堤先端と同港①防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、白石島漁港（B）E防波堤先端と同港D防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに高島漁港（黒土）えんろく鼻と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。) (備讃瀬戸(イ))

- 3 相生市金ヶ崎から兵庫県西島手繩干崎まで引いた線、同地点から香川県小豆島藤崎まで引いた線、同地点から岡山県猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域で播磨灘北西部(イ)に係る部分を除いたもの(播磨灘北西部)
- 4 兵庫県相生市金ヶ崎と同県西島手繩干崎を結ぶ線、同地点から南西方2,250mの地点(北緯34度37分54秒、東経134度26分26秒)を結ぶ線、同地点と同地点から西方10,710mの地点(北緯34度36分39秒、東経134度19分36秒)を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南方1,810mの地点(北緯34度35分40秒、東経134度19分42秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東方460mの地点(北緯34度35分32秒、東経134度19分56秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東方2,080mの地点(北緯34度34分28秒、東経134度20分20秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東方1,060mの地点(北緯34度34分8秒、東経134度21分30秒)を結ぶ水深30mの等深線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県瀬戸内市猪ノ鼻を結ぶ線、東備港(鶴海)南側護岸西端と同港北側防波堤先端を結ぶ線、久々井港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、東備港(片上)日生運輸株式会社貨物営業所東側護岸先端、同港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、穂浪漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、東備港(日生)松ヶ鼻の防波堤先端と同港中央部防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の同港ツブロ鼻を結ぶ線、古池港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、福浦漁港西側防波堤先端、同港中央部防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、赤穂港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、坂越港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、坂越漁港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、相生港西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、虫明漁港9号防波堤先端と同港10号防波堤先端を結ぶ線、同港7号防波堤先端と同港8号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、頭島漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、同港E防波堤先端と同港F防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに大多府漁港西防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。) (播磨灘北西部(イ))

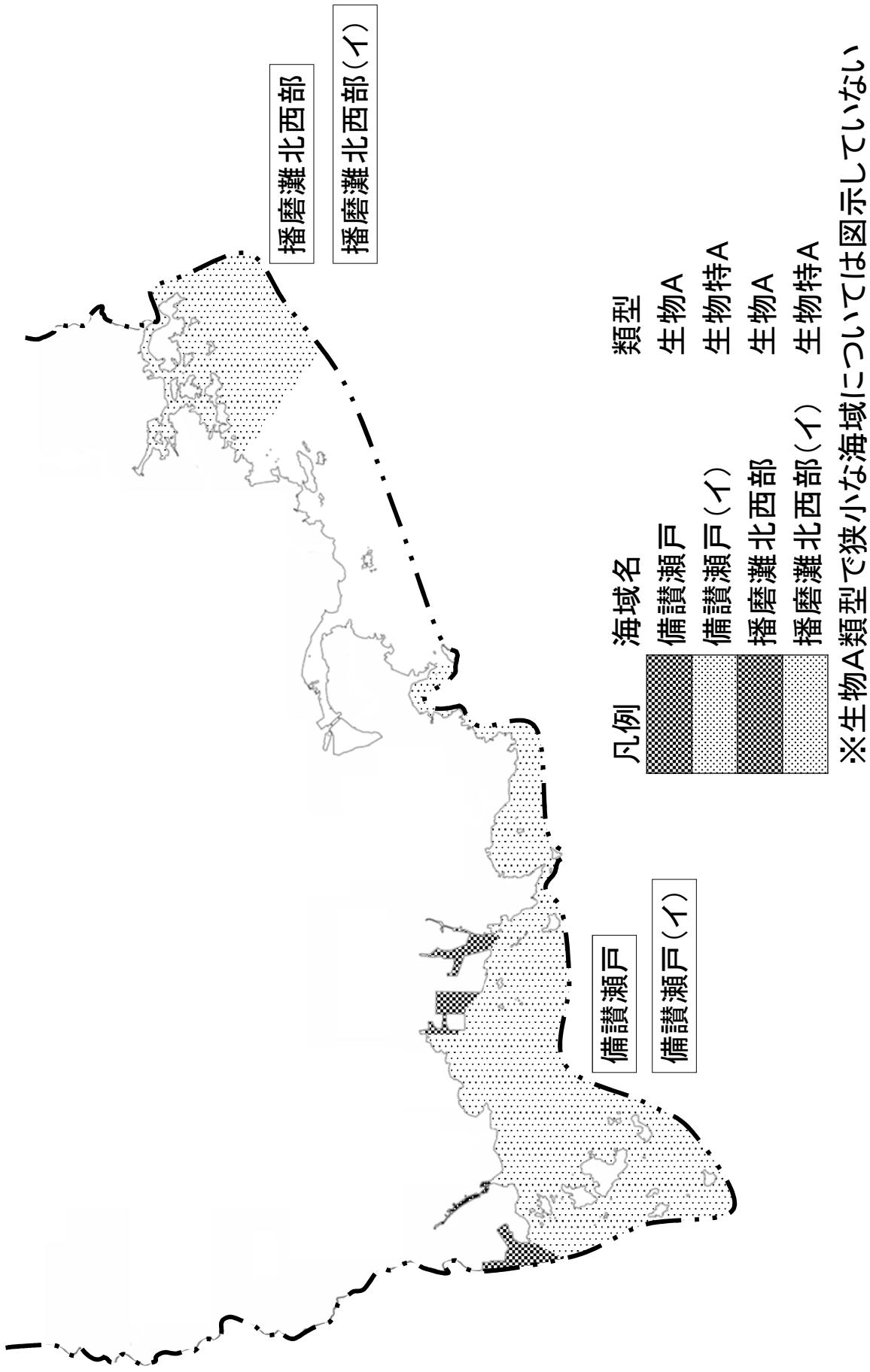
BOD (COD) 等に係る環境基準類型指定概略図



全要素及び全りんに係る環境基準類型概略図



水生生物の保全に係る環境基準類型概略図



地下水の環境基準等

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

II 要監視項目

人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (M E P)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (T P N)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
E P N	0.006mg/L 以下
ジクロルボス (D D V P)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (B P M C)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (I B P)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (C N P)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	50ng/L 以下*

*暫定指針値